

さいたま市告示一覧

令和3年4月16日から
同月30日まで

【目次】

- 第692号 荒川第二・三調節池事業環境影響評価書の縦覧
【環境局環境共生部環境対策課】
- 第693号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第694号 市が実施する一般競争入札
【教育委員会事務局管理部学校施設課】
- 第695号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第696号 認可地縁団体の告示事項の変更の届出
【見沼区役所区民生活部コミュニティ課】
- 第697号 認可地縁団体の告示事項の変更の届出
【緑区役所区民生活部コミュニティ課】
- 第698号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
【建設局北部建設事務所建築指導課】
- 第699号 市が実施する一般競争入札
【教育委員会事務局学校教育部指導1課】
- 第700号 放置自転車等の撤去及び保管
【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】
- 第701号 認可地縁団体の告示事項の変更の届出
【西区役所区民生活部コミュニティ課】
- 第702号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
【建設局南部建設事務所建築指導課】
- 第703号 身体障害者手帳に関する診断書を交付できる医師の指定
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第704号 指定自立支援医療機関（精神通院）の新規の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第705号 指定自立支援医療機関（精神通院）の変更の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第706号 指定自立支援医療機関（精神通院）の更新の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第707号 市が実施する一般競争入札
【消防局警防部警防課】
- 第708号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第709号 公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請
【都市戦略本部未来都市推進部】

第710号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第711号	施設等利用費の支給に係る施設又は事業の確認	【子ども未来局幼児未来部幼児政策課】
第712号	施設等利用費の支給に係る施設又は事業の確認の辞退	【子ども未来局幼児未来部幼児政策課】
第713号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第714号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【財政局北部市税事務所納税課】
第715号	農業振興地域整備計画の変更	【経済局農業政策部農業環境整備課】
第716号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【財政局南部市税事務所納税課】
第717号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【財政局南部市税事務所納税課】
第718号	市が実施する一般競争入札	【経済局商工観光部産業展開推進課】
第719号	認可地縁団体の告示事項の変更の届出	【緑区役所区民生活部コミュニティ課】
第720号	認可地縁団体の告示事項の変更の届出	【緑区役所区民生活部コミュニティ課】
第721号	市が実施する一般競争入札	【経済局商工観光部経済政策課】
第722号	大規模小売店舗の新設、変更等に対する意見書の提出があった件	【経済局商工観光部商業振興課】
第723号	大規模小売店舗の新設、変更等に対する意見書の提出があった件	【経済局商工観光部商業振興課】
第724号	市が実施する一般競争入札	【市民局区政推進部】
第725号	市が実施する一般競争入札	【市民局区政推進部】
第726号	開発行為に関する工事の完了	【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
第727号	入札の中止	【財政局契約管理部契約課】
第728号	告示した事項の訂正	【見沼区役所区民生活部コミュニティ課】
第729号	公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請	【環境局資源循環推進部資源循環政策課】
第730号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】

- 第731号 公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請
【経済局商工観光部経済政策課】
- 第732号 道路の指定の変更
【建設局北部建設事務所建築指導課】
- 第733号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第734号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第735号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第736号 認可地縁団体の告示事項の変更の届出
【見沼区役所区民生活部コミュニティ課】
- 第737号 認可地縁団体の告示事項の変更の届出
【見沼区役所区民生活部コミュニティ課】
- 第738号 公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請
【子ども未来局幼児未来部幼児政策課】
- 第739号 公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請始
【西区役所区民生活部総務課】
- 第740号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
【建設局南部建設事務所建築指導課】
- 第741号 認可地縁団体の告示事項の変更の届出
【西区役所区民生活部コミュニティ課】
- 第742号 放置自転車等の撤去及び保管
【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】
- 第743号 市が実施する一般競争入札
【市長公室広聴課】
- 第744号 市が実施する一般競争入札
【教育委員会事務局学校教育部教育研究所】
- 第745号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第746号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第747号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第748号 市が実施する一般競争入札
【市民局市民生活部市民生活安全課】
- 第749号 市が実施する一般競争入札
【市民局市民生活部市民生活安全課】
- 第750号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第751号 市が実施する一般競争入札
【都市戦略本部情報政策部】

第752号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第753号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部調達課】
第754号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局管理部学校施設課】
第755号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局管理部学校施設課】
第756号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【財政局北部市税事務所納税課】
第757号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局学校教育部高校教育課】
第758号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局学校教育部高校教育課】
第759号	施設等利用費の支給に係る施設又は事業の確認	【子ども未来局幼児未来部のびのび安心子育て課】
第760号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第761号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局保健部生活衛生課】
第762号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【財政局北部市税事務所納税課】
第763号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【財政局北部市税事務所納税課】
第764号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【財政局北部市税事務所納税課】
第765号	動物の収容	【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
第766号	施設等利用費の支給に係る施設又は事業の確認	【子ども未来局幼児未来部幼児政策課】
第767号	市が実施する一般競争入札	【都市戦略本部都市経営戦略部】
第768号	市税の徴収に関する書類の公示送達	【財政局北部市税事務所納税課】
第769号	収納の事務の委託	【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
第770号	認可地縁団体の告示事項の変更の届出	【大宮区役所区民生活部コミュニティ課】
第771号	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	【保健福祉局福祉部生活福祉課】

- 第 7 7 2 号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の廃止の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第 7 7 3 号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の変更の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第 7 7 4 号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の再開の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第 7 7 5 号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の辞退の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第 7 7 6 号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の廃止の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第 7 7 7 号 さいたま市自主防災組織補助金交付要綱の一部を改正する告示
【総務局危機管理部防災課】
- 第 7 7 8 号 放置自転車等の撤去及び保管
【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】
- 第 7 7 9 号 告示した事項の訂正
【財政局契約管理部調達課】

さいたま市告示第692号

さいたま市環境影響評価条例（平成15年さいたま市条例第32号）第22条の規定により、さいたま市、川越市、上尾市の荒川左岸において計画されている「荒川第二・三調節池事業」に係る環境影響評価書及び関係書類の提出があった旨及び縦覧の場所等を公告するものである。

令和3年4月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 事業概要

- (1) 事業者の名称、代表者氏名及び所在地
名 称 国土交通省関東地方整備局
代表者氏名 関東地方整備局長 土井 弘次
所 在 地 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
名 称 荒川第二・三調節池事業
種 類 調節池の設置
規 模 面積：約760ヘクタール
- (3) 対象事業実施区域 さいたま市、川越市、上尾市の荒川左岸
- (4) 関係地域の範囲 さいたま市、川越市、上尾市、志木市、富士見市、川島町のうち、対象事業実施区域の周囲1.5キロメートル以内の地域

2 縦覧場所

- (1) 市役所7階 環境局環境共生部環境対策課
- (2) 各区役所情報公開コーナー
- (3) 各市立図書館、馬宮公民館、植水公民館、大久保公民館、大久保東公民館
- (4) 川越市環境部環境政策課、上尾市環境経済部環境政策課、志木市市民生活部環境推進課、富士見市自治振興部環境課、川島町町民生活課

3 縦覧期間及び縦覧時間

期間：令和3年4月16日（金）から令和3年4月30日（金）まで

時間：縦覧場所(1)、(2)は開庁日の午前9時から午後4時30分まで。(3)は各施設の開館時間による。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市 環境局 環境共生部 環境対策課 環境審査係
- (2) 電話 048（829）1332

さいたま市告示第693号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年4月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字土屋字上新田1715番1、1715番9、1715番10、1715番11、1715番12、1715番13、1715番14、1715番15、1715番16、1715番17、1715番18、1715番19、1715番20、1715番21、1715番22、1715番23、1715番24、1715番25、1715番26、1715番27、1715番28、1715番29

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市東伏見三丁目6番19号

タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

3 許可番号

令和2年12月11日

第開-N2020098号

4 検査済証番号

令和3年4月15日

第完-N2020098号

さいたま市告示第694号

さいたま市立三橋小学校校舎解体改築に伴う地盤変動影響事前調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年4月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立三橋小学校校舎解体改築に伴う地盤変動影響事前調査業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区三橋2丁目20番地外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和3年10月29日まで

(5) 入札参加形態

単体企業とする

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「補償コンサルタント」の受注希望業務「事業損失」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）若しくはさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てがされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

- (6) さいたま市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。
- (7) 平成23年度以降、国、地方公共団体において、同種同業務を契約し、誠実に履行した実績を有している者であること。

3 仕様書の閲覧及び貸出

仕様書は、閲覧又は貸出の方法により供するものとし、貸出を希望する者は、仕様書貸出申請書により、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課へ申請し、承認を受けなければならない。

(1) 閲覧又は貸出場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課
担当 菅野 電話 048(829)1642

イ 申請様式 さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p080734.html>

(2) 閲覧又は貸出期間

告示の日から令和3年4月30日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 一般競争入札参加資格等確認資料

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部
学校施設課

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便(簡易書留郵便を含む。)とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年5月13日(木)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た

場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質疑応答書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

4 (3)に同じ

イ 受付期間

3 (2)に同じ

ウ 提出方法

4 (4)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3 (1)に同じ

イ 公表日時

令和3年5月13日（木）午前9時から午後4時まで

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(3) 提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月19日（水）午前9時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月19日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(8) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。

(9) 入札の辞退

一般競争入札参加資格確認結果通知書を受け取った後であっても、入札を辞退することができない。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(11) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課
電話 048(829)1623 FAX 048(829)1989

(12) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課
電話 048(829)1642 FAX 048(829)1989

8 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

11 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第695号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年4月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字飯田新田字前123番15

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和2年9月15日

第開-N2020066号

4 検査済証番号

令和3年4月15日

第完-N2020066号

さいたま市告示第696号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可した「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条の2第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年4月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名 称

美浦ヶ丘自治会

2 変更した事項

(1) 代表者 （省略）

(2) 住 所 （省略）

3 変更年月日

令和3年4月11日

さいたま市告示第697号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

- ・ 大門下自治会

2 変更した事項

- (1) 代表者の氏名及び住所 （省略）
- (2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地 （省略）

3 変更年月日

- ・ 令和3年4月11日

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市緑区役所区民生活部コミュニティ課地域活動係
- (3) 電話 048（712）1131

さいたま市告示第698号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和3年4月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 さいたま市大宮区天沼町一丁目75番地
- (2) 氏名 有限会社日本建設 代表取締役 中谷 利恵子

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市西区三橋五丁目1140番5、同番6、同番10、同番13
- (2) 指定の年月日 令和3年4月15日
- (3) 指定の番号 第北21-001号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 57.33m

さいたま市告示第699号

デジタル教材作成ツール保存用サーバ賃貸借（R3～）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年4月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

デジタル教材作成ツール保存用サーバ賃貸借（R3～）

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和3年6月1日から令和8年5月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に、種目「学校・保育用品」内の営業種目「学校用品」又は種目「レンタル・リース」内の「OA機器リース等」若しくは「レンタル・リースその他」の資格を有すると認められた者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課
担当 研究推進・振興係 電話 048（829）1659

(2) 交付期間

告示の日から令和3年5月6日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

- (3) 交付費用
無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年5月10日（月）午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(3) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(4) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(5) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月14日（金）午前9時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館1階第2会議室

(6) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月14日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(5)イに同じ

(8) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(9) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(10) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課
電話 048(829)1646 FAX 048(829)1990

(11) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育指導課
電話 048(829)1659 FAX 048(829)1990

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 入札参加者は、入札後、本告示等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導 1 課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第700号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和3年 4月 9日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 63台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/04/05	武蔵浦和駅	愛知県警19-ヤ-66832	B9A08356		
2021/04/05	武蔵浦和駅	埼玉県警07-7539881	SX70803138		
2021/04/05	武蔵浦和駅	高島平D-69948	A18AK25830		
2021/04/06	東浦和駅	不明	2H023401		
2021/04/06	南浦和駅東口	埼玉県警13-3199253	S2L23383		
2021/04/06	南浦和駅西口	埼玉県警19-193288618	STB325157		
2021/04/06	武蔵浦和駅	埼玉県警15-5312986	A15PA20856		
2021/04/06	武蔵浦和駅	不明	A16PI04422		
2021/04/06	武蔵浦和駅	埼玉県警19-193867510	A19AF26716		
2021/04/08	南浦和駅東口	不明	XY170224186		
2021/04/08	南浦和駅西口	埼玉県警16-6476039	V160407318		
2021/04/08	武蔵浦和駅	埼玉県警19-190149781	F80911342		
2021/04/09	東浦和駅	埼玉県警06-6582531	B6E23824		
2021/04/09	武蔵浦和駅	不明	S5A55053		
2021/04/09	武蔵浦和駅	不明	153911909000756		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/04/05	大宮駅東口	埼玉県警20-201616093	V191112362		
2021/04/05	大宮駅東口	埼玉県警17-7356384	B7E80108		
2021/04/05	大宮駅東口	埼玉県警13-3528111	S3D37183		
2021/04/05	大宮駅西口	埼玉県警11-1581411	B1X00662		
2021/04/05	指扇駅	埼玉県警20-200091892	V191121442		
2021/04/05	西大宮駅南口	板橋E-97619	K9G06095		
2021/04/06	大宮駅東口	埼玉県警21-210027874	S0WC05176		
2021/04/06	大宮駅西口	埼玉県警18-8309881	SSG354799		
2021/04/06	大宮駅西口	埼玉県警20-203105037	STTCB03186		
2021/04/06	大宮駅西口	埼玉県警17-7442078	B7A44367		
2021/04/06	大宮駅西口	埼玉県警12-2162211	T22FF035		
2021/04/06	大宮駅西口	埼玉県警17-7290096	B7B87065		
2021/04/06	大宮駅西口	埼玉県警16-6000337	G56G53051		
2021/04/06	大宮駅西口	埼玉県警20-201614856	B0B51096		
2021/04/06	大宮駅西口	埼玉県警07-7179400	HV03054		
2021/04/06	七里駅	埼玉県警17-7442172	STQAF06186		
2021/04/06	七里駅	埼玉県警16-6505994	H6J15621		
2021/04/08	大宮駅東口	埼玉県警20-204552835	A20AJ16922		
2021/04/08	大宮駅東口	埼玉県警21-210005730	A20NH18079		
2021/04/08	大宮駅東口	埼玉県警19-193268641	XC181201661		
2021/04/08	東大宮駅東口	静岡県警J3756980	B9K41998		
2021/04/08	東大宮駅東口	埼玉県警19-193769411	B8L04865		
2021/04/09	大宮駅東口	埼玉県警19-190026523	XC171231003		
2021/04/09	東大宮駅東口	埼玉県警15-5296256	A14AJ21995		
2021/04/09	東宮原駅	郡山414757	V120206649		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/04/05	浦和駅西口	埼玉県警20-202327850	B0A10499		
2021/04/05	北与野駅	埼玉県警17-706??45	S7H048069		
2021/04/05	北与野駅	埼玉県警18-8001825	C9C05688		
2021/04/06	北浦和駅西口	埼玉県警15-5472053	WBK857157K		
2021/04/06	北浦和駅西口	埼玉県警18-841411?	V180601815		
2021/04/06	北浦和駅西口	埼玉県警21-210171266	F20V02185		
2021/04/08	浦和駅東口	埼玉県警20-201254027	B9K64252		
2021/04/08	浦和駅西口	埼玉県警17-7323364	STQAF04324		
2021/04/08	北浦和駅東口	埼玉県警19-193540830	T19E0760		
2021/04/08	北浦和駅東口	埼玉県警10-0320419	CT9K22471		
2021/04/08	与野駅東口	不明	CW50908467		
2021/04/08	与野駅西口	埼玉県警21-211547219	STTGF48208		
2021/04/09	北浦和駅東口	埼玉県警19-192483069	V190411299		
2021/04/09	北与野駅	池袋F-76868	A15AC14510		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/04/05	岩槻駅	埼玉県警13-3518490	TF1A18527		
2021/04/05	岩槻駅	埼玉県警20-201223350	SVTL00154		
2021/04/05	岩槻駅	埼玉県警20-204096368	SVUE01632		
2021/04/06	岩槻駅	不明	C97FF850		
2021/04/08	岩槻駅	不明	CT0H02466		
2021/04/08	岩槻駅	埼玉県警16-6299421	VF5L03505		
2021/04/08	東岩槻駅	不明	P160449		
2021/04/09	東岩槻駅	埼玉県警18-8334908	SSD006896		
2021/04/09	東岩槻駅	埼玉県警11-1026037	B0F14195		

合計: 63台

さいたま市告示第701号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」について、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

塚本町自治会

2 変更した事項

- (1) 主たる事務所 （省略）
- (2) 代表者の氏名及び住所 （省略）

3 変更年月日

令和3年4月3日

さいたま市告示第702号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和3年4月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 さいたま市浦和区常盤十丁目15番16号
- (2) 氏名 ポラスマイホームプラザ株式会社 代表取締役 中内 啓夫

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市南区鹿手袋七丁目285番8、294番4
- (2) 指定の年月日 令和3年4月19日
- (3) 指定の番号 第南21-003号
- (4) 道路の幅員 4.50m
- (5) 道路の延長 12.41m

さいたま市告示第703号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次の医師を指定したので告示する。

令和3年4月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医師

・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第704号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

令和3年4月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第705号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る変更の届出があったので告示する。

令和3年4月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更内容

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第706号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る更新の届出があったので告示する。

令和3年4月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 更新した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第707号

広報車（ハイブリッド車）1台の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年4月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

広報車（ハイブリッド車）1台の賃貸借

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号

(3) 車 両

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和3年9月1日から令和8年8月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3年・4年度さいたま市競争入札参加資格の申請を行っていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 履行期間において、仕様書の内容を遵守し、確実に業務履行できること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対して入札説明書等を交付するものとする。

なお、交付方法は郵送又は電子メール送信を用いるので、交付を希望する者は次の担当課に受付期間内に電話連絡をすること。

さいたま市消防局警防部警防課 電話 048（833）7394

(1) 受付期間

公告の日から令和3年4月30日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

なお、最終発送日時は令和3年4月30日（金）午後5時とする。

- (2) 交付費用
無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 提出方法

書留郵便（一般書留、簡易書留）による郵送とする。

(3) 受付期間

入札説明書等の交付を受けた日から令和3年5月6日（木）正午まで。
受付期間内に必着のこと。

(4) 送付先

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号
さいたま市消防局警防部警防課装備係 宛て

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

郵送とする。

(2) 交付（発送）日

令和3年5月7日（金）

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1ヶ月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札参加者は、入札説明書に定める必要書類を令和3年5月14日（金）までに、上記4(4)の送付先まで書留郵便（一般書留、簡易書留）により郵送すること。

(2) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数（60ヶ月）を乗じた額の100分の5以上を納付すること。
ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

なお、入札保証金を納付した場合は納付書を入札書に同封すること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月17日（月）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号 さいたま市消防局5階 警防本部室

(4) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(6) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号

さいたま市消防局警防部警防課

電話 048（833）7394

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数（60ヶ月）を乗じた額の100分の10以上を納付すること。

ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第708号

さいたま市の発注する「道路修繕工事（R3一般国道122号）その2」ほか6件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年4月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事

概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下「経審結果」という。)の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。)

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)

イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)

ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)

3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	03-4465-3	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
工事名	道路修繕工事（R3一般国道122号）その2	
工事場所	さいたま市緑区大字大門地内	
履行期間	契約確定の日から令和3年11月30日まで	
概要	概算数量発注方式による発注 延長170.0m 幅員8.0m～13.0m 舗装工 路面切削（切削深さt=5cm）339㎡ 切削オーバーレイ（切削深さt=12cm）1770㎡ 基層（改質Ⅱ型粗粒度As-20、t=7cm）1770㎡ 表層（改質Ⅱ型密粒度As-20、t=5cm）943㎡（改質Ⅲ型密粒度As-20、t=5cm）1170㎡ 区画線工一式 交通管理工一式	
予定価格（税込）	事後公表	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和3年4月28日（水）午前9時から 令和3年5月6日（木）午後5時まで	
入札書提出期間	令和3年5月7日（金）午前9時から 令和3年5月10日（月）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年5月11日（火）午後1時30分	
参加資格	名簿掲載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。

	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年4月19日(月)から							
	質問受付期間	令和3年4月19日(月)午前9時から 令和3年4月27日(火)午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月6日(木)							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は契約後、契約締結日の単価に変更するための協議を請求することができる。 							
工事担当課		さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		03-4456-3							
入札方法		一般競争入札(電子)							
参加形態		単体企業							
工事名		道路改良工事(市道N600号線)							
工事場所		さいたま市緑区大字大崎地内							
履行期間		契約確定の日から令和3年11月30日まで							
概要		延長230m 幅員9.0m 道路土工 舗装工 車道1360㎡ 歩道395㎡ 排水構造物工 街渠縦断管179m 横断暗渠22m U形側溝202m 街渠縦断管用集水柵4箇所 集水柵7箇所 縁石工 歩車道境界ブロック197m 地先境界ブロック154m 付帯工一式							
予定価格(税込)		事後公表							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和3年4月28日(水)午前9時から 令和3年5月6日(木)午後5時まで							
入札書提出期間		令和3年5月7日(金)午前9時から 令和3年5月10日(月)午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年5月11日(火)午後1時40分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、西区又は北区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							

設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年4月19日(月)から							
	質問受付期間	令和3年4月19日(月)午前9時から 令和3年4月27日(火)午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月6日(木)							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 ・本工事は契約後、契約締結日の単価に変更するための協議を請求することができる。 								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6206								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	03-4456-4								
入札方法	一般競争入札(電子)								
参加形態	単体企業								
工事名	暮らしの道路整備工事(市道O102号線外1路線)								
工事場所	さいたま市緑区大字寺山地内								
履行期間	契約確定の日から令和3年9月30日まで								
概要	延長231m 幅員4.0、4.5m 道路土工一式 排水構造物工 側溝工 プレキャストU形側溝374m 管渠工 ボックス暗渠6m 集水桝工6箇所 構造物撤去工一式 舗装工一式 アスファルト舗装工 上層・下層路盤工551㎡ 表層工629㎡ 附帯工一式								
予定価格(税込)	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年4月28日(水)午前9時から 令和3年5月6日(木)午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月7日(金)午前9時から 令和3年5月10日(月)午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年5月11日(火)午後1時50分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内(中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区)に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年4月19日(月)から							
	質問受付期間	令和3年4月19日(月)午前9時から 令和3年4月27日(火)午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月6日(木)							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件								

	<p>件である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は契約後、契約締結日の単価に変更するための協議を請求することができる。 								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6206								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	03-4356-7								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	1083橋外3橋補修工事								
工事場所	さいたま市見沼区大和田町1丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和3年12月28日まで								
概要	断面修復工4構造物 ひび割れ補修工4構造物 橋面防水工364㎡ 舗装工364㎡ 剥落防止工1590㎡ 目地材補修工53m 区画線工一式 仮設工一式								
予定価格（税込）	129,525,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月11日（火）午前9時から 令和3年5月13日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月14日（金）午前9時から 令和3年5月17日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年5月18日（火）午後1時30分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年4月19日（月）から							
	質問受付期間	令和3年4月19日（月）午前9時から 令和3年5月10日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月13日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は契約後、契約締結日の単価に変更するための協議を請求することができる。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3205								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

契約整理番号	03-4384-1							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	鴨川第20処理分区下水道工事（北再-R2H-301）							
工事場所	さいたま市大宮区大成町3丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和4年1月31日まで							
概要	延長605.5m 管きょ更生工（既設管径800mm）605.5m 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和3年5月11日（火）午前9時から 令和3年5月13日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年5月14日（金）午前9時から 令和3年5月17日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年5月18日（火）午後1時40分							
参加資格	名簿掲載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、下水管（函）渠更生工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本公告日において、公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に加入していること。 (3) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	施工実績等に規定する(2)の場合については、協会等に加入していることを証明する書類の写し、及び建設技術審査証明書の写し						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年4月19日（月）から						
	質問受付期間	令和3年4月19日（月）午前9時から 令和3年5月10日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年5月13日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は契約後、契約締結日の単価に変更するための協議を請求することができる。							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課 電話 048-646-3255							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	03-4484-2							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	南部第10処理分区下水道工事（南再-R2H-402）							

工事場所	さいたま市南区根岸5丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和3年12月24日まで								
概要	耐震化工 管きょ更生工（既設管径φ250mm）62m 耐震継手設置工（既設管径φ200～1500mm）78箇所 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年5月11日（火）午前9時から 令和3年5月13日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年5月14日（金）午前9時から 令和3年5月17日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年5月18日（火）午後1時50分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級又はA級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、下水管（函）渠更生工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本公告日において、公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に加入していること。 (3) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	施工実績等に規定する(2)の場合については、協会等に加入していることを証明する書類の写し、及び建設技術審査証明書の写し							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年4月19日（月）から							
	質問受付期間	令和3年4月19日（月）午前9時から 令和3年5月10日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年5月13日（木）							
	保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は契約後、契約締結日の単価に変更するための協議を請求することができる。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道再整備課 電話 048-840-6255								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	03-4459-2								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	さいたま鴻巣線バイパス道路照明工事（R2-2）								
工事場所	さいたま市桜区中島3丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年2月28日まで								
概要	照明柱25本 複合柱6本 車道灯具31台 歩道灯具29台 分電盤2面								

予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和3年5月11日（火）午前9時から 令和3年5月13日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年5月14日（金）午前9時から 令和3年5月17日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年5月18日（火）午後2時00分							
参加資格	名簿登載業種等	電気工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年4月19日（月）から						
	質問受付期間	令和3年4月19日（月）午前9時から 令和3年5月10日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年5月13日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	本工事は契約後、契約締結日の単価に変更するための協議を請求することができる。							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路建設課 電話 048-840-6212							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第709号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

「E-KIZUNAグローバルサミット」開催準備支援業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和3年4月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

「E-KIZUNAグローバルサミット」開催準備支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

企画提案仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は19,422,700円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本招請日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に、業務「イベント・催事」または「計画策定」で掲載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあつては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本招請に参加していないこと。

- (3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 平成28年度から令和2年度において、国際的な会議等の類似業務の受託実績を有している者であること。

3 企画提案に係る実施要領等の交付

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード（以下、「ホームページ」とはこのアドレスをいう。）

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p080843.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和3年5月7日（金）午後4時まで

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、参加申込及び参加資格確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、確認審査を受けていない者は、参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 参加意思表明書

イ 企画提案実施要領に定める書類

(2) 提出期間

本招請日から令和3年5月7日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 提出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部未来都市推進部
担当 環境未来都市推進担当 電話 048（829）1457

(4) 提出方法

持参

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

本招請日から令和3年5月7日（金）午後4時まで

(2) 受付方法

電子メールで受け付ける。詳細は実施要領による。

電子メールアドレス e-kizuna.project@city.saitama.lg.jp

なお、電子メール以外の方法による質問には応じない。

(3) 質問に対する回答

令和3年5月11日（火）までに、さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

6 参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、参加資格確認結果通知書を、令和3年5月10日（月）を目途に郵送する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（正本1部、副本20部）

イ 見積書（1部）

(2) 提出期間

令和3年5月11日（火）から令和3年5月21日（金）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 提出場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

8 プレゼンテーションの実施

企画提案書を補完するため、プレゼンテーションを実施する。

(1) 実施日時及び場所

令和3年5月28日（金）実施予定。詳細は、参加資格確認結果通知書を交付した者に対し別途通知するものとする。

(2) 実施方法

ア 出席者は3名以内とする。

イ プレゼンテーション用資料を作成し、それを使用することは妨げない。ただし、企画提案書に記載のない新たな提案に関する資料の使用は認めない。なお、パソコン等のプレゼンテーションに必要な機材は、プレゼンテーションを行う者が準備すること。プロジェクター及びスクリーン等は市が用意するものとする。

9 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、「E-KIZUNAグローバルサミット」開催準備支援業務事業者選定委員会において審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については実施要領を参照すること。

10 その他

(1) 最優秀提案者特定の日翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。

(2) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(4) 審査の結果は、各提案者に通知する。

(5) 詳細は、企画提案実施要領及び企画提案仕様書による。

11 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市都市戦略本部未来都市推進部環境未来都市推進担当

電話 048 (829) 1457

FAX 048 (829) 1997

さいたま市告示第710号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年4月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字三条町字井苅65番2、65番5、66番2、66番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市西区大字三条町字井苅65番地の2
有限会社 白井石油店 代表取締役 白井 啓之

3 許可番号

令和3年4月15日
第変2N2020085号

4 検査済証番号

令和3年4月19日
第完-N2020085号

さいたま市告示第711号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和3年4月20日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称
遠藤 巡
- 2 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地
 - (1) 名称
遠藤 巡
 - (2) 所在地
(省略)
- 3 確認の年月日
令和3年3月1日
- 4 子ども・子育て支援施設等の種類
認可外保育施設
- 5 子ども・子育て支援法施行規則（平成24年内閣府令第44号）第28条の18第3項を満たしているか否かの別

※法第7条第10項第5号に掲げる事業（認定こども園、幼稚園又は特別支援学校の預かり保育）の場合に限る。

さいたま市告示第712号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年4月20日

さいたま市長 清水 勇 人

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退をした子ども・子育て支援施設等

※の欄は、個人が行う居宅訪問型事業は、プライバシー保護の観点から個人住所を非公開としております。

さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の辞退の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）	
	名称	所在地※				
株式会社HIROMI	のぞみ保育園	さいたま市見沼区	風渡野633-3	令和3年3月31日	認可外保育施設	—
株式会社WITH	保育所まあむ大宮園2	さいたま市中央区	上落合8-1-20	令和3年3月31日	認可外保育施設	—
株式会社オレンジプラネット	フェアリーテイルほし	さいたま市浦和区	常盤9-14-3	令和3年3月31日	認可外保育施設	—
株式会社学研ココファン・ナーサリー	ココファン・ナーサリー レインボースクール	さいたま市北区	吉野町2-210-8	令和3年3月31日	認可外保育施設	—
株式会社クレードル	ゆりかご保育園	さいたま市大宮区	東町1-28-3	令和3年3月31日	認可外保育施設	—
草間 ひとみ	草間 ひとみ	(省略)		令和2年5月24日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—
合同会社スマイル・キッズ	こどものしろ保育園東口園	さいたま市見沼区	東大宮5-6-2	令和3年3月31日	認可外保育施設	—
株式会社鈴や商事	コスモス保育園 浦和けやき園	さいたま市緑区	山崎1-10-20	令和2年8月31日	認可外保育施設	—
田仲 徹夫	保育室チャイルドルーム	さいたま市緑区	東浦和5-10-2	令和3年3月31日	認可外保育施設	—
仲本 久美子	保育園プ・アン	さいたま市浦和区	高砂2-11-14	令和3年3月31日	認可外保育施設	—
株式会社ニコピース	スキップ保育園	さいたま市大宮区	上小町1486-2	令和3年3月31日	認可外保育施設	—
株式会社ハッピーストーリー	ハッピーストーリーひなた保育園本館	さいたま市大宮区	上小町264-1	令和3年3月31日	認可外保育施設	—
橋本 みどり	橋本 みどり	(省略)		令和3年3月29日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退をした子ども・子育て支援施設等

※の欄は、個人が行う居宅訪問型事業は、プライバシー保護の観点から個人住所を非公開としております。

さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の辞退の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）	
	名称	所在地※				
株式会社フォーマザー	フォーマミー浦和美園駅前保育園	さいたま市緑区	美園4-11-4 グレースタウンミソノ1階	令和2年3月31日	認可外保育施設	—
有限会社ミルクィウェイ	保育園ミルクィウェイ与野本町園	さいたま市中央区	本町東1-14-5	令和3年3月31日	認可外保育施設	—
山田 朝華	山田 朝華	(省略)		令和3年3月11日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—
株式会社ラボーロ	保育室ソーレ	さいたま市大宮区	浅間町1-117	令和3年3月31日	認可外保育施設	—

さいたま市告示第713号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年4月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字飯田新田字前108番4、113番10、115番1、
115番5、116番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和2年 8月20日
第開-N2020064号

4 検査済証番号

令和3年 4月19日
第完-N2020064号

さいたま市告示第714号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年4月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・ 市県民税（普通徴収） 督促状
- ・ 市県民税（特別徴収） 督促状
- ・ 固定資産税・都市計画税 督促状
- ・ 国民健康保険税（普通徴収） 督促状

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（646）3081

さいたま市告示第715号

「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更を行ったので、同法第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告するとともに、同条第2項の規定により当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月20日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 農用地利用計画の縦覧場所
さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課
- 2 農用地利用計画の縦覧期間
令和3年4月20日以降常時備え置いています。
- 3 連絡先
担当 さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課
電話 048（829）1377

さいたま市告示第716号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年4月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・ 市県民税 督促状
- ・ 固定資産課税・都市計画税 督促状
- ・ 国民健康保険税 督促状
- ・ 軽自動車税 督促状

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

督促状

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（829）1732～1734

さいたま市告示第717号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年4月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・ 差押調書（謄本）

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（829）1732～1734

さいたま市告示第718号

さいたま市リーディングエッジ企業認証補助業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき告示する。

令和3年4月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市リーディングエッジ企業認証補助業務
- (2) 履行場所
さいたま市内
- (3) 業務概要
仕様書の通り
- (4) 履行期間
契約日から令和4年3月25日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「その他の検査・測定・調査」で掲載されていること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 過去2年の間に国又は地方自治体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4
さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課
担当 新産業育成係 電話 048（829）1371
- (2) 交付期間
令和3年4月20日（火）から令和3年4月26日（月）まで（さいたま市の休日を定める条

例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。ただし、交付最終日は午前9時から正午までとする。）

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者は、入札参加申込み及び入札参加資格の確認審査（以下、「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。

(1) 提出書類

入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

令和3年4月20日（火）から令和3年4月26日（月）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

ア 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により受付期間必着とする。）

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

競争入札参加申込み及び参加資格確認の申請を行った者に対し確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付日時

令和3年4月28日（水）午後1時から午後4時まで

(2) 交付場所

3(1)に同じ

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において、本市で封入封緘以外の作業が発生しないよう整えた返信用封筒を添付し、郵送希望を申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めて見積もること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月11日（火）10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 ときわ会館3階 第2会議室

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月11日（火）入札終了後、直ちに行う

イ 場所

7(2)イに同じ

(4) 入札保証金

ア 見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、本入札において入札保証金の免除を希望する者は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する資料（完了検査結果通知等の写し等）と入札保証金免除申請書を提出すること。

イ 免除の可否についての審査が終了したときは、その結果を5の通知と合わせて申請者に通知する。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を定める。この場合において、当該入札参加者等は、くじを引くことを辞退することができない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部経済政策課

電話 048（829）1363

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

電話 048（829）1371

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただしさいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は入札説明書による。

さいたま市告示第719号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

- ・ 東浦和6丁目自治会

2 変更した事項

- (1) 代表者の氏名及び住所 （省略）
- (2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地 （省略）

3 変更年月日

- ・ 令和3年4月4日

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市緑区役所区民生活部コミュニティ課地域活動係
- (2) 電話 048（712）1131

さいたま市告示第720号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

- ・ 道祖土むつみ会

2 変更した事項

- (1) 代表者の氏名及び住所 （省略）
- (2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地 （省略）

3 変更年月日

- ・ 令和3年4月1日

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市緑区役所区民生活部コミュニティ課地域活動係
- (2) 電話 048（712）1131

さいたま市告示第721号

さいたま市地域経済動向調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年4月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市地域経済動向調査業務

(2) 履行場所

さいたま市内

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「市場調査」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所5階 経済局商工観光部経済政策課
担当 総務係 電話 048(829)1363

(2) 交付期間

告示の日から令和3年4月30日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和3年4月30日(金)まで(休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年5月6日(木)から5月7日(金)まで

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月11日(火)午前10時20分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-21 ときわ会館 3階 第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月11日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市経済局商工観光部経済政策課
電話 048(829)1363 FAX 048(829)1944

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第722号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定に基づき住民等から提出された意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年4月21日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）ニトリさいたま中央店
所在地 さいたま市中央区鈴谷四丁目700 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社ニトリ
代表者氏名 代表取締役 似鳥 昭雄
住所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
- 3 意見の概要
 - (1) 意見の対象となる生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
ア 開店後に発生する搬出入車両等の大型車両に対する安全対策の徹底について
イ 通勤、通学時間帯における歩行者、自転車に対する安全対策の徹底について
- 4 意見書提出年月日
令和3年4月7日
- 5 意見書の縦覧期間
令和3年4月21日から令和3年5月21日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 6 意見書の縦覧場所
 - (1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課
住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話 048（829）1364
FAX 048（829）1944
 - (2) 中央区役所区民生活部総務課
住所 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号
電話 048（840）6013
FAX 048（840）6160

さいたま市告示第723号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定に基づき住民等から提出された意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年4月21日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）ニトリさいたま中央店
所在地 さいたま市中央区鈴谷四丁目700 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社ニトリ
代表者氏名 代表取締役 似鳥 昭雄
住所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
- 3 意見の概要
 - (1) 意見の対象となる生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
 - ア 交通量調査時における調査員の業務対応について
 - イ 開店後の交差点需要率及び車線混雑度について
 - ウ 来退店経路の設定について
 - エ 駐車場の位置及び駐車場出入口等の構造について
 - オ 駐車需要の充足について
 - カ 荷さばき施設の位置について
 - キ 当該店舗周辺地域住民への適切な周知について
- 4 意見書提出年月日
令和3年4月12日
- 5 意見書の縦覧期間
令和3年4月21日から令和3年5月21日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 6 意見書の縦覧場所
 - (1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課
住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話 048（829）1364
FAX 048（829）1944
 - (2) 中央区役所区民生活部総務課
住所 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号
電話 048（840）6013
FAX 048（840）6160

さいたま市告示第724号

街区表示板設置業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年4月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

街区表示板設置業務

(2) 履行場所

さいたま市内

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月11日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）（物品納入等）に種目「広告・装飾」内の営業種目「標示板・標識・門標」又は名簿（業務委託）に業務「保守点検」の受注希望業務「その他の保守点検」で掲載され、かつ、さいたま市内に本店、支店又は営業所を設置している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 平成23年4月1日以降に、年間500枚以上の街区表示板を作成及び設置する契約を締結し、確実に履行した実績を有している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

担当 齊藤、井上、山本 電話 048（829）1833

(2) 交付期間

告示の日から令和3年5月20日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

(5) その他

郵送又は電子メールによる交付を希望する者は、(2)の期間内に、(1)の電話番号に連絡すること。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

郵送又は持参

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和3年5月20日（木）必着。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和3年5月27日（木）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月2日（水）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月2日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

電話 048(829)1833 FAX 048(829)1992

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第725号

さいたま市町名地番整理等業務（風渡野南地区）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年4月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市町名地番整理等業務（風渡野南地区）

(2) 履行場所

受託者事務所外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和4年3月18日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「建設コンサルタント」の業務分類「開発事業」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）若しくはさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

担当 齊藤、井上、山本 電話 048(829)1833

(2) 交付期間

告示の日から令和3年5月20日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和3年5月27日（木）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月2日（水）午後3時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13

年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月2日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

電話 048(829)1833 FAX 048(829)1992

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第726号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年4月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市桜区大字大久保領家字道場416番2、416番6、416番7、416番8、416番9、416番10、416番11、416番12、416番13

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

越谷市南越谷一丁目21番地2

株式会社中央住宅 代表取締役 品川典久

3 許可番号

令和3年2月16日

第開-S2020085号

4 検査済証番号

令和3年4月20日

第完-S2020085号

さいたま市告示第727号

令和3年4月5日さいたま市告示第633号において公告した一般競争入札について、次のとおり中止したので、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第14条第2項の規定により公示する。

令和3年4月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 中止とした一般競争入札

- (1) 契約整理番号 03-3168-1
- (2) 工事名 北与野駅北口地下駐車場地下2階機械式駐車設備改修工事
- (3) 工事場所 さいたま市中央区上落合2丁目3番10号

2 中止とした理由

設計図書に見直しの必要が生じたため。

さいたま市告示第728号

令和3年4月16日付けさいたま市告示第696号について、次のように訂正する。

令和3年4月21日

さいたま市長 清水 勇 人

正	誤
2 変更した事項 (1) 代表者 (省略) (2) 住 所 (省略) (3) 主たる事務所 (省略)	1 変更した事項 (1) 代表者 (省略) (2) 住 所 (省略)

さいたま市告示第729号

さいたま市食品ロス削減啓発動画制作業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和3年4月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市食品ロス削減啓発動画制作業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外

(3) 業務概要

「さいたま市食品ロス削減啓発動画制作業務 要求水準書」のとおり（以下、「要求水準書」という。）

(4) 履行期間

契約締結日から令和4年3月25日まで

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書を提出しようとする者は、次の要件を満たしていなければならない。

(1) 令和3年4月22日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「製作等」で掲載されている者であること

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと

(3) 令和3年4月22日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 応募書類等の交付

(1) 交付方法

さいたま市WEBサイトからダウンロードできる（以下、「WEBサイト」とはこのページを指す。）。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→

【プロポーザル方式】→【さいたま市食品ロス削減啓発動画制作業務 企画提案の募集について】

て】

(2) 交付資料

- ア 実施要領
- イ 要求水準書
- ウ 参加意思表明書（様式1）
- エ 質問書（様式2）
- オ 企画提案書（様式3）
- カ 類似業務実績報告書（様式4）

4 説明会

- (1) 本件に関する説明会は開催しない。
- (2) 本件の内容に関する質問がある場合は、「6 質問及び回答」のとおり質問することができる。

5 参加意思の表明

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

- (1) 提出書類
参加意思表明書（様式1）
- (2) 提出期間
令和3年4月22日（木）から令和3年5月10日（月）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）
- (3) 提出先
さいたま市 環境局 資源循環推進部 資源循環政策課 政策推進係
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4（さいたま市役所7階）
- (4) 提出方法
持参または郵送とします。

6 質問及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり質問することができる。

- (1) 提出書類
質問書（様式2）
- (2) 提出期間
令和3年4月22日（木）から令和3年4月30日（金）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）
- (3) 提出方法
さいたま市食品ロス削減啓発動画制作業務企画提案実施要領（以下、「企画提案実施要領」という。）に記載の手順を遵守の上、電子メールにて提出。なお、電子メール以外の方法による質問には応じない。
- (4) 提出先
さいたま市 環境局 資源循環推進部 資源循環政策課 政策推進係
メールアドレス：shigen-junkan@city.saitama.lg.jp
- (5) 質問に対する回答
令和3年5月7日（金）までにWEBサイトに掲載する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

「企画提案実施要領」に定める。

(2) 提出期間

令和3年5月17日（月）から令和3年5月27日（木）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出先

さいたま市 環境局 資源循環推進部 資源循環政策課 政策推進係

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4（さいたま市役所7階）

(4) 提出方法

持参または郵送とします。

8 審査・選定

(1) 審査方法及び審査基準

企画提案書等の内容について、企画審査委員会による審査を行う。審査基準については、「企画提案実施要領」に記載する。

(2) 優先交渉権者の決定

提案内容が本市の要求を満たしている企画提案書について、評価を行い、最優秀提案者を優先交渉権者とする。

(3) 審査結果の通知

ア 通知日

令和3年6月初旬に通知予定

イ 通知方法

郵送により各提案者に送付する。

9 その他

本件への参加にあたっては、必ず「企画提案実施要領」及び「要求水準書」を確認すること。

10 連絡先

さいたま市環境局資源循環推進部資源循環政策課政策推進係

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号（さいたま市役所7階）

電話 048（829）1338

E-mail shigen-junkan@city.saitama.lg.jp

さいたま市告示第730号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年4月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字水判土字高田198番4、198番15、198番16、198番17、
216番8、216番9、220番6、220番7、221番5、223番2、223番5、
228番1、228番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市大宮区榊引町一丁目455番地
理光建設株式会社
代表取締役 大谷 博
埼玉県白岡市西九丁目7番5
株式会社 みどり土地建物
代表取締役 黒須 俊光

3 許可番号

令和3年3月15日
第変-N2020083号

4 検査済証番号

令和3年4月21日
第完-N2020083号

さいたま市告示第731号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

さいたま市新型コロナウイルス感染症経済対策の経済効果調査業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和3年4月22日

さいたま市長 清水 勇人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市新型コロナウイルス感染症経済対策の経済効果調査業務

(2) 履行場所

さいたま市内外

(3) 業務概要

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和2年度にさいたま市が実施した経済対策について、市内における経済効果を算出・調査するもの。

(4) 履行期間

契約締結日から令和3年12月28日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は4,983,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(業務委託)に、業務「その他の検査・測定・調査」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本招請に参加していないこと。

(3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置(以下、「入札参加停止」という。)又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置(以下、「入札参加除外」という。)を受けている期間がない者であること。

3 企画提案に係る実施要領等の交付

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→

【プロポーザル方式】→【さいたま市新型コロナウイルス感染症経済対策の経済効果調査業務 企画提案の募集について】

(2) 交付期間

本招請日から令和3年5月13日（木）まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

参加意思表明書 1部

(2) 提出期間

本招請日から令和3年5月13日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部経済政策課
担当 総務係 電話 048（829）1363

(4) 提出方法

持参又は書留郵便（簡易書留郵便を含む。）による郵送により受付期間必着とする。

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

令和3年4月22日（木）から令和3年4月30日（金）まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。

メールアドレス keizai-seisaku@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

4(3)に同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和3年5月7日（金）までに行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→

【プロポーザル方式】→【さいたま市新型コロナウイルス感染症経済対策の経済効果調査業

務 企画提案の募集について】

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（7部）

イ 見積書

(2) 提出期間

本招請日から令和3年5月13日（木）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参又は書留郵便（簡易書留郵便を含む）による郵送

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 見積金額が要求水準書に記載されている予算の上限額を超えている企画提案書

7 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、さいたま市新型コロナウイルス感染症経済対策の経済効果調査業務受託事業者選定委員会において書類審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

8 その他

- (1) 最優秀提案者特定の日翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。
- (3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。
- (6) 詳細は、実施要領による。

9 連絡先

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部経済政策課総務係

電話 048(829)1363

FAX 048(829)1944

さいたま市告示第732号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和3年4月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 東京都杉並区西荻北二丁目1番11号
- (2) 氏名 株式会社三栄建築設計 代表取締役 小池 信三

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市大宮区天沼町二丁目669番7
- (2) 指定の年月日 令和3年4月21日
- (3) 指定の番号 第北21-002号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 20.62m

さいたま市告示第733号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年4月23日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市浦和区元町一丁目248番3、249番1、249番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和3年4月8日
第 変 - S 2 0 2 0 0 1 1 号
- 4 検査済証番号
令和3年4月22日
第 完 - S 2 0 2 0 0 1 1 号

さいたま市告示第734号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年4月23日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市浦和区元町一丁目251番1、252番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和3年4月8日
第 変 - S 2 0 2 0 0 1 2 号
- 4 検査済証番号
令和3年4月22日
第 完 - S 2 0 2 0 0 1 2 号

さいたま市告示第735号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年4月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市緑区大字大門字野原4915番68、4915番105、さいたま市岩槻区大字釣上新田字川原581番27

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和2年9月16日

第 開 - S 2 0 2 0 0 4 1 号

4 検査済証番号

令和3年4月22日

第 完 - S 2 0 2 0 0 4 1 号

さいたま市告示第736号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可した「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条の2第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年4月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名 称

生協大谷自治会

2 変更した事項

(1) 代表者 （省略）

(2) 住 所 （省略）

3 変更年月日

令和3年4月10日

さいたま市告示第737号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可した「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条の2第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年4月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名 称

はる野4丁目北自治会

2 変更した事項

(1) 代表者 （省略）

(2) 住 所 （省略）

3 変更年月日

令和3年4月17日

さいたま市告示第738号

さいたま市保育関連AIチャットボットシステム事業について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和3年4月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市保育関連AIチャットボットシステム事業

(2) 利用場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 事業概要

保育に関連したAIチャットボットシステムサービスの利用

(4) サービス利用開始日

令和3年9月1日

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(2) 過去2年の間に、官公庁又は地方公共団体に対して、AIチャットボットシステムのサービスを提供した実績を2件以上（実証実験等の継続性のないものを除く）有し、かつ令和3年4月1日現在も継続してサービスを提供している者であること。

3 企画提案招請説明書等の貸与

企画提案書の提出を希望する者で、2(1)の要件を満たす者に対し、企画提案招請説明書（以下「説明書」という。）等の資料を貸与するものとする。

(1) 貸与場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局幼児未来部幼児政策課
担当 施設支援係 電話 048(829)1859

(2) 貸与期間

本告示日から令和3年5月27日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで。）

(3) 貸与費用

無償

(4) 貸与方法

CD-ROM

(5) 説明書等の返却

交付した説明書等は、企画提案書提案会時に返却すること。また、見積辞退及び参加申込兼資格確認申請書を提出しないことが決まった場合は、速やかに返却すること。

(6) 説明書等の取り扱い

貸与した説明書等は、企画提案及び見積りに係る検討以外の目的で使用してはならない。また、様式以外の資料は複製をしてはならない。

4 参加申込兼資格確認申請書の提出

企画提案書の提出を希望する者は、参加申込及び参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、企画提案書提出日において確認審査を受けていない者は、企画提案会に参加できない。

(1) 提出書類

ア 参加申込兼資格確認申請書

イ 2(2)の経験を証する書類 1部

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年5月28日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書 原本1部 写し10部

(2) 受付期間

令和3年5月31日（月）から令和3年6月3日（木）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで。）

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 企画提案書の提出ができる者

参加資格確認結果通知書により参加資格有と認められた者のみ、提出することができる。

7 企画提案書提案会

企画提案書の提出者は、企画提案書提案会において、提案内容の説明をすること。

(1) 企画提案書提案会の実施予定日

令和3年6月8日（火）

詳細な時間及び場所については、参加者数の確定後に通知する。

8 企画提案書の特定に関する事項

(1) 評価方法

企画提案書の内容及び企画提案書提案会の内容（質疑応答を含む。）について、選定委員会において、選定委員が評価を行う。

(2) 優先交渉権者の選定

選定委員会の後、優先交渉権者を選定する。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

否

(3) 議決の要否

否

10 その他

(1) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) この企画提案書の招請手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書は、業者選定の結果不採用となった提案者より明示的な希望があった場合のみ返却する。

(4) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局幼児未来部幼児政策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、説明書等による。

さいたま市告示第739号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

さいたま市西区役所改修基本計画検討業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和3年4月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市西区役所改修基本計画検討業務

(2) 履行場所

さいたま市西区西大宮3丁目4番地2

(3) 業務概要

さいたま市西区役所の中規模修繕工事にあたり、改修内容や区役所の特性を踏まえた工事期間中の区役所運営等について調査・検討を行い、改修基本計画の作成を行うもの。

(4) 履行期間

契約締結日から令和4年3月16日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は24,758,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「その他の計画策定」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本招請に参加していないこと。

(3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 企画提案に係る実施要領等の交付

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p080990.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和3年5月28日（金）午後1時まで

4 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

令和3年4月23日（金）から令和3年5月14日（金）午後4時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールでのみ受け付ける。詳細は実施要領による。

メールアドレス nishiku-somu@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

さいたま市西区西大宮3丁目4番地2 さいたま市西区役所区民生活部総務課

担当 防災・総務係 渡辺・高倉 電話048-620-2613

(3) 質問に対する回答予定日

令和3年5月18日（火）午後1時までに下記の方法にて行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p080990.html>

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 参加意思表明書

イ 企画提案書（9部）

ウ 見積書

(2) 提出期間

本招請日から令和3年5月28日（金）午後1時まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。なお最終日のみ午後1時までとする。）

(3) 提出場所

4(2)ウに同じ

(4) 提出方法

持参

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ ヒアリング審査に参加しなかった者が提出した企画提案書

6 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、さいたま市西区役所改修基本計画検討業務事業者選定委員会において審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要項を参照すること。

7 その他

- (1) 最優秀提案者特定の日から翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。
- (3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容及びヒアリング審査を除き、公表する。
- (6) 詳細は、実施要領による。

8 連絡先

さいたま市西区西大宮3丁目4番地2

さいたま市西区役所区民生活部総務課

電話 048(620)2613

FAX 048(620)2670

さいたま市告示第740号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和3年4月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 東京都西東京市東伏見三丁目6番19号
- (2) 氏名 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市南区大字円正寺字山崎191番5、192番4、193番2
- (2) 指定の年月日 令和3年4月23日
- (3) 指定の番号 第南21-004号
- (4) 道路の幅員 4.50m
- (5) 道路の延長 27.00m

さいたま市告示第741号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」について、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月23日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 名称
二ツ宮南区自治会
- 2 変更した事項
代表者の氏名及び住所（省略）
- 3 変更年月日
令和3年3月28日

さいたま市告示第742号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和3年 4月16日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 65台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/04/13	東浦和駅	埼玉県警18-8450023	SSG367031		
2021/04/13	武蔵浦和駅	埼玉県警16-6010206	51D3583		
2021/04/13	武蔵浦和駅	埼玉県警19-190162087	SL18100341		
2021/04/15	南浦和駅東口	埼玉県警14-4473608	A14AG11380		
2021/04/15	南浦和駅東口	埼玉県警14-4032315	ME80018		
2021/04/15	南浦和駅西口	埼玉県警16-6242532	A16AB47745		
2021/04/15	南浦和駅西口	埼玉県警17-7372393	B5F82943		
2021/04/15	武蔵浦和駅	埼玉県警20-200154789	STSIF04924		
2021/04/15	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8014726	B7G53595		
2021/04/15	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7236125	SQD048078		
2021/04/16	南浦和駅西口	埼玉県警15-5016420	A14AD37751		
2021/04/16	武蔵浦和駅	埼玉県警15-5540633	A15AH39737		
2021/04/16	西浦和駅	埼玉県警11-1111900	F110102567		
2021/04/16	西浦和駅	埼玉県警21-212060640	F21140926		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/04/12	大宮駅東口	不明	S7B53449		
2021/04/12	大宮駅東口	埼玉県警17-7265993	T96BG386		
2021/04/12	大宮駅西口	埼玉県警19-193536662	A19AC48257		
2021/04/12	大宮駅西口	茨城県警察D240217	JH6A02863		
2021/04/13	大宮駅西口	埼玉県警16-6344960	V160309251		
2021/04/13	東大宮駅東口	埼玉県警18-8117987	H2E57685		
2021/04/13	東大宮駅東口	埼玉県警18-8117275	SSA304734		
2021/04/13	東大宮駅東口	埼玉県警13-3533181	T63FF901		
2021/04/13	指扇駅	警視庁F-79857	K9G12487		
2021/04/13	新都心駅東口	埼玉県警13-3402724	SHF23209		
2021/04/15	大宮駅東口	警視庁G-62566	B8C48093		
2021/04/15	大宮駅東口	埼玉県警19-191923944	V190302039		
2021/04/15	大宮駅東口	埼玉県警18-8383348	F180771142		
2021/04/15	大宮駅東口	埼玉県警15-5314838	G51G51036		
2021/04/15	大宮駅西口	埼玉県警16-6383376	S6H108156		
2021/04/15	大宮駅西口	千葉県警ウ-296497	F80912987		
2021/04/15	宮原駅東口	埼玉県警21-210077596	GG0K57827		
2021/04/15	宮原駅西口	埼玉県警07-7237430	C47DC027		
2021/04/15	東大宮駅東口	埼玉県警18-8222972	SVLK03262		
2021/04/16	大宮駅東口	埼玉県警15-5407290	SPG005016		
2021/04/16	大宮駅東口	埼玉県警19-193771831	STF336962		
2021/04/16	大宮駅東口	埼玉県警08-8287153	KG60128		
2021/04/16	大宮駅西口	埼玉県警20-201685435	KAI1142466		
2021/04/16	大宮駅西口	埼玉県警16-6424112	66C1350		
2021/04/16	日進駅	広島県警A-859094	SPB111299		
2021/04/16	日進駅	埼玉県警17-7511352	F170776654		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/04/16	日進駅	埼玉県警18-8217631	SNK106185		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/04/12	浦和駅東口	埼玉県警13-3075045	V120101011		
2021/04/12	北浦和駅西口	不明	??70380188		
2021/04/12	北浦和駅西口	埼玉県警13-3279699	3N11939		
2021/04/12	中浦和駅	埼玉県警20-204574227	B0F47909		
2021/04/12	新都心駅西口	埼玉県警20-205254587	Y4B05121		
2021/04/13	浦和駅西口	埼玉県警16-6147246	A16AA05669		
2021/04/13	北浦和駅西口	埼玉県警18-8543930	F060612840		
2021/04/13	与野駅東口	埼玉県警15-5362974	LCN1003558		
2021/04/15	浦和駅東口	赤羽F-61709	G05G4021		
2021/04/15	浦和駅西口	埼玉県警20-204110352	A20AF01231		
2021/04/15	浦和駅西口	埼玉県警18-8495773	V180501047		
2021/04/15	北浦和駅東口	埼玉県警20-203715757	MD20032938		
2021/04/15	与野駅東口	埼玉県警20-202991998	SUD016145		
2021/04/15	北与野駅	埼玉県警20-204839395	ACG20G014619		
2021/04/15	北与野駅	埼玉県警17-7012080	T16C0701		
2021/04/15	北与野駅	埼玉県警14-4356273	SNI058221		
2021/04/15	南与野駅	埼玉県警11-1046792	YT1011822		
2021/04/15	南与野駅	代々木B-42724	LY17A00901		
2021/04/16	浦和駅西口	愛知県警15-7-96800	JH5X04783		
2021/04/16	北浦和駅西口	埼玉県警16-6256364	JH6A07080		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/04/12	岩槻駅	不明	F101058462		
2021/04/15	岩槻駅	埼玉県警20-200487028	S9A47134		
2021/04/16	浦和美園駅	埼玉県警20-202450679	GC9K18671		
2021/04/16	岩槻駅	埼玉県警18-8132291	S7L017896		

合計: 65台

さいたま市告示第743号

さいたま市インターネット市民意識調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年4月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市インターネット市民意識調査業務

(2) 履行場所

さいたま市市長公室広聴課外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「検査・測定・調査」の受注希望業務「市場調査」又は「世論調査」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去2年の間、国又は地方公共団体と同種の調査業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を2件以上有し、かつ、国、地方公共団体又は民間企業を問わず、Web法のアンケート調査業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p080698.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和3年5月14日（金）まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広聴課

(4) 提出方法

郵送

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和3年5月20日（木）を目途に郵送する。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 郵送による提出とする。

イ 総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和3年5月25日（火）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書課

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月27日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所本庁舎地下1階第2会議室

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条及びさいたま市業務委託郵便入札執行要領第8条の規定に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書課

電話 048(829)1014 FAX 048(825)0665

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広聴課

電話 048(829)1931 FAX 048(825)0665

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市市長公室広聴課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第744号

さいたま市中学校ICT支援員委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年4月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市中学校ICT支援員委託業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区針ヶ谷4-1-9 さいたま市立常盤中学校外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和3年9月1日から令和4年8月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」又は「その他」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所
担当 ICT教育推進係 電話 048（836）1713

(2) 交付期間

告示の日から令和3年5月20日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年6月3日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月16日（水）午前9時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月16日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課
電話 048(829)1646 FAX 048(829)1990

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会事務局学校教育研究所
電話 048(836)1713 FAX 048(838)0888

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育研究所及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第745号

さいたま市の発注する「岩槻区役所府内別館予防保全・新療育センター整備工事基本・実施設計業務」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年4月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。

- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札

書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

契約整理番号	03-7253-1	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
業務名	岩槻区役所府内別館予防保全・新療育センター整備工事基本・実施設計業務	
業務場所	さいたま市岩槻区府内1丁目8番1号	
履行期間	契約確定の日から令和4年6月10日まで	
概要	延べ面積 2024.76㎡ RC造 地上2階建て 建築設計（基本設計、実施設計） 設備設計（基本設計、実施設計）	
予定価格（税込）	18,411,800円	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和3年5月11日（火）午前9時から 令和3年5月13日（木）午後5時まで	
入札書提出期間	令和3年5月14日（金）午前9時から 令和3年5月17日（月）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年5月18日（火）午後2時10分	
参加資格	名簿登載業務	建築関連コンサルタント／医療及び社会福祉施設 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。
	登録部門	—
	業務実績等	—
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	—

設計図書等	閲覧等の方法及び 開始期日	電子配布 令和3年4月26日(月)から						
	質問受付期間	令和3年4月26日(月)午前9時から 令和3年5月10日(月)午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年5月13日(木)						
保証金及び支払方法	入札保 証金	免除	契約保 証金	免除	前金払	有		
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。							
業務担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第746号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年4月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区大字膝子字芝宮45番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川口市里1770番地

株式会社 オートレント

代表取締役 上野 拓也

3 許可番号

令和3年3月26日

第変-N2019093号

4 検査済証番号

令和3年4月23日

第完-N2019093号

さいたま市告示第747号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年4月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区大字東宮下字梅ノ木469番6、478番1、478番3、478番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市見沼区大字東宮下511番地

株式会社 アンジュ 代表取締役 加藤 美恵子

3 許可番号

令和2年10月14日

第開-N2020067号

4 検査済証番号

令和3年4月23日

第完-N2020067号

さいたま市告示第748号

さいたま市六日町山の家廃棄物収集運搬処分業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年4月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市六日町山の家廃棄物収集運搬処分業務

(2) 履行場所

新潟県南魚沼市坂戸831-2

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和3年7月27日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「廃棄物処理」の受注希望業務「産業廃棄物収集運搬」及び「産業廃棄物処分」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成28年度以降に、国又は地方公共団体において、産業廃棄物の収集運搬及び処分を履行した実績を有する者であること。

(5) 産業廃棄物の積込場所及び運搬先の管轄する都道府県知事又は政令で定める市長から次の産業廃棄物の種類に応じた収集運搬及び処分の許可を受けている者であること。

ア 廃プラスチック類

イ 金属くず

ウ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p080813.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和3年5月10日（月）午後5時まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和3年5月10日（月）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局市民生活部市民生活安全課

担当 総務係 電話048（829）1214

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。）

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和3年5月13日（木）午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 現地確認の実施

競争入札参加資格を有すると認められた者は、現地確認を行うことができる。

(1) 実施日

令和3年5月18日（火）

なお、時刻の指定は、競争入札参加資格確認結果通知書の交付時に行う。当該通知書の受領者は、日時を指定することはできない。

(2) 実施場所

1(2)に同じ

(3) 参加人数

2名以内

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和3年5月26日（水）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(3)に同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月27日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第3会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月27日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局市民生活部市民生活安全課

電話 048(829)1214 FAX 048(829)1969

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市市民局市民生活部市民生活安全課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第749号

さいたま市六日町山の家解体工事に伴う建物等地盤変動影響事前調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年4月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市六日町山の家解体工事に伴う建物等地盤変動影響事前調査業務

(2) 履行場所

新潟県南魚沼市坂戸地内

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和3年8月13日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「補償コンサルタント」の業務分類「事業損失」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成28年度以降に、国又は地方公共団体において、建物等地盤変動影響調査を履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p080814.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和3年5月10日（月）午後5時まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和3年5月10日（月）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局市民生活部市民生活安全課

担当 総務係 電話048（829）1214

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。）

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和3年5月13日（木）午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和3年5月26日（水）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(3)に同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月27日（木）午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第3会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月27日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局市民生活部市民生活安全課
電話 048(829)1214 FAX 048(829)1969

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市市民局市民生活部市民生活安全課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第750号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年4月26日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字大戸字際1739番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和2年9月16日
第開-N2020065号
- 4 検査済証番号
令和3年4月23日
第完-N2020065号

さいたま市告示第751号

さいたま市RPA活用支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市RPA活用支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月17日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電算」の受注希望業務「その他の電算」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 地方公共団体を相手方としたWinActorに関する技術的支援業務の契約実績を2件以上有する者であること。

(5) RPA技術者検定（WinActor）エキスパート及びアソシエイトの資格を取得している者が各1名以上社員で在籍している者であること（同一人物がエキスパート及びアソシエイトの資格を取得している場合、他に1名以上エキスパート又はアソシエイトの資格を取得している社員が在籍していること。）。

(6) RPA技術者検定（WinActor）エキスパート又はアソシエイトの資格を取得しており、かつ、地方自治体におけるRPAツールの導入・活用支援業務に携わった実績を有する者を本業務の担当者として充てることができる者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部

担当 業務効率化・インフラ担当 電話 048(829)1103

(2) 交付期間

告示の日から令和3年5月11日(火)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで。ただし、交付最終日は午前9時から正午までとする。)

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

(5) 競争入札参加申込兼資格確認申請書の取り扱い

ア 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書は返却しない。

イ 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書の変更、差し替え及び再提出は認めない。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年5月18日(火)午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができ

ない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月25日（火）午後1時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月25日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話　048（829）1064　FAX　048（829）1997

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部

電話　048（829）1103　FAX　048（829）1969

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定

に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は入札説明書による。

さいたま市告示第752号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市岩槻区大字大野島字構ノ内241番1、241番2、241番3、241番4、
241番5、241番6、241番7、241番8、241番9、241番10、241番11

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市大宮区大成町三丁目548番地2 富士幸ビル
株式会社 大成総合不動産 代表取締役 水谷 高継

3 許可番号

令和 2年11月 5日
第変 - N2019164号

4 検査済証番号

令和 3年 4月26日
第完 - N2019164号

さいたま市告示第753号

ガス回転釜外6件の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

- ア ガス回転釜 34台
- イ 食器消毒保管庫 19台
- ウ 食器食缶洗浄機 5台
- エ 真空冷却機 5台
- オ スチームコンベクションオーブン 5台
- カ 立体炊飯器 22台
- キ フードスライサー 10台

(2) 納入場所

- | | | | |
|---|----------|-------------------|-----------------|
| ア | 1(1)アの物品 | さいたま市西区西大宮1-49-6 | さいたま市立指扇小学校外5校 |
| イ | 1(1)イの物品 | さいたま市浦和区上木崎3-4-3 | さいたま市立上木崎小学校外4校 |
| ウ | 1(1)ウの物品 | さいたま市浦和区岸町4-1-29 | さいたま市立高砂小学校外4校 |
| エ | 1(1)エの物品 | さいたま市南区南浦和1-18-3 | さいたま市立大谷場小学校外4校 |
| オ | 1(1)オの物品 | さいたま市浦和区北浦和2-18-3 | さいたま市立北浦和小学校外4校 |
| カ | 1(1)カの物品 | さいたま市南区南本町2-25-27 | さいたま市立岸中学校外5校 |
| キ | 1(1)キの物品 | さいたま市浦和区岸町4-1-29 | さいたま市立高砂小学校外9校 |

(3) 特質等

入札説明書による。

(4) 納入期限

令和4年1月31日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「学校・保育用品」内の営業種目「学校用品」又は種目「一般機器」内の営業種目「住宅設備機器」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要

綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から令和3年5月18日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する購入物品ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年5月26日（水）及び令和3年5月27日（木）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加できない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

- | | | |
|-----|----------|--------------------|
| (ア) | 1(1)アの物品 | 令和3年6月7日（月）午後2時00分 |
| (イ) | 1(1)イの物品 | 令和3年6月7日（月）午後2時15分 |
| (ウ) | 1(1)ウの物品 | 令和3年6月7日（月）午後2時30分 |
| (エ) | 1(1)エの物品 | 令和3年6月7日（月）午後2時45分 |
| (オ) | 1(1)オの物品 | 令和3年6月7日（月）午後3時00分 |
| (カ) | 1(1)カの物品 | 令和3年6月7日（月）午前3時15分 |
| (キ) | 1(1)キの物品 | 令和3年6月7日（月）午前3時30分 |

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月7日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市財政局契約管理部調達課
電話　048（829）1181　FAX　048（829）1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部健康教育課
電話 048 (829) 1680 FAX 048 (829) 1990

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第754号

新設大和田地区小学校整備基本設計業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
新設大和田地区小学校整備基本設計業務
- (2) 履行場所
さいたま市大和田特定土地地区画整理事業地内57街区2画地外
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
契約締結の日から令和4年3月25日まで
- (5) 入札参加形態
単体企業とする

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「建築関連コンサルタント」の業務分類「学校施設」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 平成23年度以降、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定される幼稚園を除く学校で延べ床面積6,000㎡以上の建物及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定される保育所で延べ面積400㎡以上の建物の新築、増築又は改築の基本又は実施設計業

務（ただし、増築又は改築に係る設計業務にあつては、当該増築又は改築部分について延べ面積 6, 0 0 0 m²以上であること。）を元請として完成させた実績を有する者であること（共同企業体としての実績の場合は、出資比率が 2 0 % 以上のものに限る。）。

(7) 建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）に基づく一級建築士を配置できる者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課
担当 吉田 電話 0 4 8 (8 2 9) 1 6 4 2

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p081056.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和 3 年 5 月 1 9 日（水）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 一般競争入札参加資格等確認資料

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和 3 年 5 月 2 6 日（水）午前 9 時から午後 4 時まで。なお、交付日時までに一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質疑応答書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)アに同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

4(4)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)アに同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の

10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(3) 提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月2日（水）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において、最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月2日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(8) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加できない。

(9) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(10) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(11) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(12) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課
電話 048(829)1623 FAX 048(829)1989

(13) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課
電話 048(829)1642 FAX 048(829)1989

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第755号

武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備基本計画策定業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備基本計画策定業務

(2) 履行場所

さいたま市南区沼影2-7-35外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月25日まで

(5) 入札参加形態

単体企業とする

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「建築関連コンサルタント」の業務分類「学校施設」で登録されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 平成13年度以降に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定される義務教育学校又は同一敷地内に設置される小中一貫型小学校・中学校（同一敷地内に小学校及び中学校が設置されている場合も含む。）の用に供される延べ面積15,000㎡以上の建物の新築、増築又は

改築の基本計画策定業務、基本設計業務又は実施設計業務（ただし、増築又は改築に係る設計業務にあっては、当該増築又は改築部分について延べ面積15,000㎡以上であること。）を元請として完成させた実績を有する者であること（共同企業体としての実績の場合は、出資比率が20%以上の者に限る。）。

(7) 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士を配置できる者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課
担当 岡田 電話 048(829)1642

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p080723.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和3年5月19日（水）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 一般競争入札参加資格等確認資料

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和3年5月26日（水）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質疑応答書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)アに同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

4(4)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)アに同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(3) 提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月2日（水）午前9時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において、最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月2日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(8) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加できない。

(9) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(10) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(11) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(12) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課
電話 048(829)1623 FAX 048(829)1989

(13) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課
電話 048(829)1642 FAX 048(829)1989

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第756号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・ 差押調書（謄本）

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

（省略）

3 その他

(1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。

(2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課

(2) 電話 048(646)3049 (省略)

さいたま市告示第757号

さいたま市立浦和南高等学校AL教室システム賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立浦和南高等学校AL教室システム賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市南区辻6-5-31

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和3年9月1日から令和7年8月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課
担当 管理係 電話 048(829)1673

(2) 交付期間

告示の日から令和3年5月26日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年5月28日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月9日（水）午前11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月9日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課
電話 048(829)1673 FAX 048(829)1990

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第758号

さいたま市立浦和南高等学校コンピュータ教室用パソコンシステム賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立浦和南高等学校コンピュータ教室用パソコンシステム賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市南区辻6-5-31

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和3年9月1日から令和7年8月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課
担当 管理係 電話 048(829)1673

(2) 交付期間

告示の日から令和3年5月26日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年5月28日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月9日（水）午前11時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年6月9日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課
電話 048(829)1673 FAX 048(829)1990

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第759号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和3年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称
株式会社 ラボーロ
 - 2 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地
 - (1) 名称
病児保育室ベーネ
 - (2) 所在地
さいたま市大宮区浅間町1-117
 - 3 確認の年月日
令和3年4月16日
 - 4 子ども・子育て支援施設等の種類
病児保育事業
 - 5 子ども・子育て支援法施行規則（平成24年内閣府令第44号）第28条の18第3項を満たしているか否かの別
- ※法第7条第10項第5号に掲げる事業（認定こども園、幼稚園又は特別支援学校の預かり保育）の場合に限る。

さいたま市告示第760号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年4月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区染谷三丁目459番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和2年 9月30日

第開-N2020077号

4 検査済証番号

令和3年 4月27日

第完-N2020077号

さいたま市告示第761号

さいたま市浦和斎場エレベーター設置に伴う測量調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6に基づき公告する。

令和3年4月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市浦和斎場エレベーター設置に伴う測量調査業務

(2) 履行場所

さいたま市桜区大字下大久保1523番地1

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和3年12月17日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に大分類「測量」中分類「測量一般」で掲載されており、さいたま市内に本店を有していること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するとともに仕様書を貸与するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局保健部生活衛生課
担当 恒松・中井 電話 048(829)1299

(2) 交付期間

本告示日から令和3年5月14日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年5月19日（水）午前9時から午後4時まで

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月25日（火）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 地下1階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月25日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で同条第4項及び第5項の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定において無効と定める入札は、これを無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局保健部健康増進課
電話 048(829)1293 FAX 048(829)1967

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局保健部生活衛生課
電話 048(829)1299 FAX 048(829)1967

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局保健部生活衛生課及びさいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第762号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年4月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

差押書

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

（省略）

3 その他

(1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。

(2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課

(2) 電話 048（646）3043

さいたま市告示第763号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年4月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

差押調書（謄本）

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

（省略）

3 その他

(1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。

(2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課

(2) 電話 048（646）3049

さいたま市告示第764号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年4月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・ 差押調書（謄本）
- ・ 配当計算書

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

（省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（646）3039

さいたま市告示第765号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和3年5月6日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和3年4月28日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
4月 23日	猫	西区 三橋	雑種	メス	三毛	2～4 週齢	無	
4月 23日	猫	西区 三橋	雑種	オス	茶トラ 白	2～4 週齢	無	
4月 23日	猫	西区 三橋	雑種	オス	白黒	2～4 週齢	無	
4月 23日	猫	西区 三橋	雑種	オス	黒白	2～4 週齢	無	
4月 23日	猫	西区 三橋	雑種	オス	キジ白	2～4 週齢	無	
4月 24日	猫	南区 内谷	雑種	メス	黒	1～2 ヶ月齢	無	負傷動物

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第766号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしたので、同法第58条の11の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年4月28日

さいたま市長 清水 勇 人

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※欄：「預かり保育事業（在園児を対象）」を実施している幼稚園、認定こども園のうち、この欄が「満たさない」の場合は、在籍する児童が当該預かり保育事業のほかに認可外保育施設を併用した場合、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となります。

令和3年4月1日現在
さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）※
	名称	所在地			
国立大学法人 埼玉大学	埼玉大学教育学部附属幼稚園	さいたま市浦和区 常盤8丁目13-1	令和元年9月13日	幼稚園	—
学校法人 聖公会北関東学園	大宮愛仕幼稚園	さいたま市大宮区 高鼻町1丁目110-1	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
学校法人 聖公会北関東学園	聖愛幼稚園	さいたま市大宮区 桜木町2丁目172	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
	認定こども園聖愛幼稚園		令和3年4月1日	認定こども園・預かり保育事業（在園児を対象）	
学校法人 大宮信愛学園	大宮幼稚園	さいたま市大宮区 仲町3丁目92	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
学校法人 泉学園	麗愛幼稚園	さいたま市大宮区 浅間町2丁目17	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たさない
学校法人 普門院幼稚園	普門院幼稚園	さいたま市大宮区 大成町2丁目402	令和元年9月13日	幼稚園	—
学校法人 勝田学園	大成幼稚園	さいたま市大宮区 大成町2丁目182	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
学校法人 大宮渋谷学園	日進幼稚園	さいたま市北区 櫛引町2丁目415	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
学校法人 神戸学園	神戸幼稚園	さいたま市大宮区 土手町3丁目22	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
学校法人 渡学園	大和田幼稚園	さいたま市見沼区 大和田町2丁目718-1	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
大滝 径子	ひばり幼稚園	さいたま市大宮区 上小町647	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
学校法人 大宮福島学園	植竹幼稚園	さいたま市北区 盆栽町463	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
学校法人 平和の杜学園	むつみ幼稚園	さいたま市大宮区 北袋町1丁目149	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
佐藤 百合子	大宮白百合幼稚園	さいたま市北区 宮原町1丁目406	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たさない

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※欄：「預かり保育事業（在園児を対象）」を実施している幼稚園、認定こども園のうち、この欄が「満たさない」の場合は、在籍する児童が当該預かり保育事業のほかに認可外保育施設を併用した場合、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となります。

令和3年4月1日現在
さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）※
	名称	所在地			
野尻 ひさい	日進まこと幼稚園	さいたま市北区 日進町2丁目1048	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
宗教法人 カトリックさいたま教区	カトリックみどり幼稚園	さいたま市大宮区 高鼻町2丁目350	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たす
学校法人 山吹学園	山吹幼稚園	さいたま市見沼区 大谷1942	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たす
学校法人 片柳学園	片柳幼稚園	さいたま市見沼区 御蔵556	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たす
香取 登茂子	さつき幼稚園	さいたま市西区 高木30	令和元年9月13日	幼稚園	—
学校法人 みはし学園	みはし幼稚園	さいたま市西区 三橋5丁目628-1	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たす
学校法人 小百合モンテッソーリ学園	小百合幼稚園	さいたま市見沼区 小深作367-4	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 沢田学園	しらかば幼稚園	さいたま市見沼区 堀崎町698	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たす
学校法人 野原学園	のほら幼稚園	さいたま市西区 宮前町1080-1	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 宮原学園	宮原幼稚園	さいたま市北区 宮原町2丁目102-7	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 山口総合学園	さくらアート幼稚園	さいたま市北区 日進町3丁目193	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たす
学校法人 清新義塾	七里ふたばこども園	さいたま市見沼区 東宮下480	令和元年9月13日	認定こども園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たす
学校法人 壽泉学園	大宮みどりが丘幼稚園	さいたま市西区 中野林436-1	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たさない

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※欄：「預かり保育事業（在園児を対象）」を実施している幼稚園、認定こども園のうち、この欄が「満たさない」の場合は、在籍する児童が当該預かり保育事業のほかに認可外保育施設を併用した場合、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となります。

令和3年4月1日現在
さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）※
	名称	所在地			
学校法人 こまどり幼稚園	こまどり幼稚園	さいたま市見沼区 南中丸561	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 清水学園	銀鈴幼稚園	さいたま市北区 吉野町2丁目21-2	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たす
学校法人 梅の木学園	福寿幼稚園	さいたま市見沼区 東大宮7丁目73-5	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たす
学校法人 山崎学園	せいか幼稚園	さいたま市西区 清河寺1235-1	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たす
学校法人 金子学園	染谷幼稚園	さいたま市見沼区 染谷2丁目23	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たす
学校法人 湯澤学園	さしおうぎ幼稚園	さいたま市西区 宝来1175-1	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たす
学校法人 鎌倉学園	認定こども園愛徳幼稚園	さいたま市西区 プラザ36-11	令和元年9月13日	認定こども園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たす
学校法人 横溝学園	かみこ幼稚園	さいたま市大宮区 上小町310	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たさない
学校法人 荒井学園	春岡幼稚園	さいたま市見沼区 丸ヶ崎町45-1	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 深井学園	明和幼稚園	さいたま市北区 櫛引町2丁目54	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たす
学校法人 大成学園	大宮なみき幼稚園	さいたま市大宮区 三橋1丁目664	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たす
学校法人 清美学園	清美幼稚園	さいたま市北区 吉野町1丁目352-1	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たさない
学校法人 聖学院	聖学院みどり幼稚園	さいたま市西区 内野本郷820	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たさない
			令和2年4月1日		満たす
学校法人 島学園	しま幼稚園	さいたま市見沼区 島町448	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たす

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※欄：「預かり保育事業（在園児を対象）」を実施している幼稚園、認定こども園のうち、この欄が「満たさない」の場合は、在籍する児童が当該預かり保育事業のほかに認可外保育施設を併用した場合、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となります。

令和3年4月1日現在
さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）※
	名称	所在地			
学校法人 麗和幼稚園	麗和幼稚園	さいたま市浦和区 仲町2丁目10-19	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たさない
学校法人 浦和済美学園	浦和幼稚園	さいたま市浦和区 仲町2丁目6-15	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
学校法人 羽鳥学園	双葉幼稚園	さいたま市浦和区 岸町3丁目3-14	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たさない
学校法人 黎明学園	黎明幼稚園	さいたま市浦和区 元町2丁目11-4	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
学校法人 双恵学園	双恵幼稚園	さいたま市浦和区 針ヶ谷1丁目21-24	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たさない
学校法人 母の会	認定こども園母の会	さいたま市浦和区 本太1丁目20-10	令和元年9月13日	認定こども園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
学校法人 聖フランシスコ学園	聖フランソア幼稚園	さいたま市浦和区 皇山町18-1	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
荘司 妙子	常盤幼稚園	さいたま市浦和区 常盤9丁目31-16	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
学校法人 原山学園	原山幼稚園	さいたま市緑区 原山3丁目8-5	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たさない
学校法人 シャローム学園	ひかり認定こども園	さいたま市浦和区 領家7丁目2-14	令和元年9月13日	認定こども園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
学校法人 浦和西学園	さくら草幼稚園	さいたま市桜区 田島2丁目11-10	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たさない
			令和2年4月1日		満たす
学校法人 浦和富士学園	別所幼稚園	さいたま市南区 別所7丁目6-1	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
学校法人 厚德幼稚園	厚德幼稚園	さいたま市浦和区 北浦和3丁目16-21	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 虹の子学園	埼玉幼稚園	さいたま市南区 円正寺505-7	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
学校法人 浦和根岸学園	本太幼稚園	さいたま市浦和区 本太5丁目35-3	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たさない

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※欄：「預かり保育事業（在園児を対象）」を実施している幼稚園、認定こども園のうち、この欄が「満たさない」の場合は、在籍する児童が当該預かり保育事業のほかに認可外保育施設を併用した場合、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となります。

令和3年4月1日現在
さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）※
	名称	所在地			
学校法人 南浦和学園	南浦和幼稚園	さいたま市南区 文蔵2丁目29-22	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たさない
学校法人 浦和長澤学園	むさし幼稚園	さいたま市南区 文蔵3丁目11-6	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
学校法人 しらさぎ学園	しらさぎ幼稚園	さいたま市緑区 代山992	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たさない
学校法人 明の星学園	浦和明の星幼稚園	さいたま市緑区 東浦和6丁目4-19	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 古里学園	ふるさと幼稚園	さいたま市緑区 三室2360-6	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 高野学園	浦和すみれ幼稚園	さいたま市桜区 南元宿2丁目24-1	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
学校法人 希望学園	浦和のぞみ幼稚園	さいたま市南区 南浦和3丁目45-5	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たさない
学校法人 雙鳳学園	はとり幼稚園	さいたま市南区 大谷口1312	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
学校法人 稲垣学園	浦和みずほ幼稚園	さいたま市緑区 太田窪1丁目12-15	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たさない
学校法人 松の木学園	木の実幼稚園	さいたま市浦和区 木崎5丁目28-6	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 西浦和学園	西浦和幼稚園	さいたま市南区 曲本1丁目21-22	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 梅澤学園	わかほ幼稚園	さいたま市桜区 西堀3丁目17-38	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たさない
学校法人 上宮学園	ひなどり幼稚園	さいたま市桜区 西堀2丁目6-18	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 寺丘学園	認定こども園おおとり幼稚園	さいたま市桜区 宿144	令和元年9月13日	認定こども園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※欄：「預かり保育事業（在園児を対象）」を実施している幼稚園、認定こども園のうち、この欄が「満たさない」の場合は、在籍する児童が当該預かり保育事業のほかに認可外保育施設を併用した場合、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となります。

令和3年4月1日現在
さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）※
	名称	所在地			
学校法人 浦和みひかり学園	浦和みひかり幼稚園	さいたま市南区 内谷3丁目7-21	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たさない
			令和2年4月1日		満たす
			令和2年4月7日		満たさない
学校法人 氷川学園	西堀ひかわ幼稚園	さいたま市桜区 西堀8丁目26-26	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 西大熊学園	大谷口幼稚園	さいたま市南区 広ヶ谷戸96	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たす
学校法人 大室学園	さかわ幼稚園	さいたま市桜区 栄和6丁目18-1	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たさない
学校法人 秋本学園	浦和つくし幼稚園	さいたま市南区 辻4丁目8-7	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たす
学校法人 細淵学園	まつもと幼稚園	さいたま市南区 松本3丁目12-8	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 饗庭学園	あかつき幼稚園	さいたま市緑区 中尾2342-2	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 睦和学園	浦和若竹幼稚園	さいたま市南区 根岸3丁目11-3	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 みぬま学園	みぬま幼稚園	さいたま市浦和区 上木崎7丁目19-21	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 浦和榎本学園	浦和こばと幼稚園	さいたま市桜区 大久保領家103-1	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たす
学校法人 野本学園	大門幼稚園	さいたま市緑区 大門930	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たさない
学校法人 野口学園	浦和めぐみ幼稚園	さいたま市南区 白幡4丁目10-15	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 古里学園	大古里育ちの森幼稚園	さいたま市緑区 三室635	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業 （在園児を対象）	満たさない

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※欄：「預かり保育事業（在園児を対象）」を実施している幼稚園、認定こども園のうち、この欄が「満たさない」の場合は、在籍する児童が当該預かり保育事業のほかに認可外保育施設を併用した場合、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となります。

令和3年4月1日現在
さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）※
	名称	所在地			
学校法人 桜美林学園	認定こども園桜美林幼稚園	さいたま市緑区 芝原3丁目24-5	令和元年9月13日	認定こども園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
学校法人 大乘淑徳学園	淑徳与野幼稚園	さいたま市桜区 白鯉681	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
学校法人 愛仕学園	与野愛仕幼稚園	さいたま市中央区 下落合1030	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
	認定こども園与野あいし幼稚園		令和3年4月1日	認定こども園・預かり保育事業（在園児を対象）	
宗教法人 日本基督教団埼玉新生教会	しんせい幼稚園	さいたま市中央区 上落合7丁目9-11	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 岩崎学園	与野幼稚園	さいたま市中央区 大戸6丁目3-1	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 浅沼学園	ひなぎく幼稚園	さいたま市浦和区 常盤8丁目1-18	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たさない
学校法人 柏葉学園	与野本町幼稚園	さいたま市中央区 本町東2丁目7-21	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
学校法人 松喬学園	青いとり幼稚園	さいたま市中央区 八王子2丁目17-1	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
宗教法人 日本基督教団岩槻教会	岩槻幼稚園	さいたま市岩槻区 本町4丁目3-15	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たさない
萩原 文子	白菊幼稚園	さいたま市岩槻区 本町3丁目20-10	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
	認定こども園白菊幼稚園		令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 岩槻町田学園	認定こども園恵泉幼稚園	さいたま市岩槻区 仲町1丁目12-10	令和元年9月13日	認定こども園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
学校法人 岩槻金子学園	河合幼稚園	さいたま市岩槻区 平林寺418-5	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
学校法人 岩槻みどり学園	岩槻みどり幼稚園	さいたま市岩槻区 加倉1丁目25-2	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たさない
			令和2年4月1日		満たす
			令和2年4月7日		満たさない

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※欄：「預かり保育事業（在園児を対象）」を実施している幼稚園、認定こども園のうち、この欄が「満たさない」の場合は、在籍する児童が当該預かり保育事業のほかに認可外保育施設を併用した場合、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となります。

令和3年4月1日現在
さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）※
	名称	所在地			
学校法人 若木学園	岩槻若葉幼稚園	さいたま市岩槻区 金重字東24-1	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
学校法人 和土学園	認定こども園岩槻ひまわり幼稚園	さいたま市岩槻区 飯塚233	令和元年9月13日	認定こども園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
学校法人 大道学園	桂愛幼稚園	さいたま市岩槻区 表慈恩寺593-1	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
学校法人 昌平学園	ろりぼっぶ幼稚園	さいたま市岩槻区 慈恩寺261-4	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
学校法人 東岩槻上里学園	東岩槻幼稚園	さいたま市岩槻区 上里2丁目3-9	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
学校法人 宝国寺学園	宝国寺幼稚園	さいたま市岩槻区 鹿室286-1	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
学校法人 井沢学園	東武リズム幼稚園	さいたま市岩槻区 釣上新田1421	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
学校法人 岩槻清水学園	はくつる幼稚園	さいたま市岩槻区 宮町1丁目6-20	令和元年9月13日	幼稚園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす
JAPAN-IE株式会社	認定こども園 岩槻ひかり	さいたま市岩槻区 本町1丁目3-3 吉田ビル2階、4階	令和元年9月13日	認定こども園・預かり保育事業（在園児を対象）	満たす

さいたま市告示第767号

さいたま市総合振興計画シンポジウム開催業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年4月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市総合振興計画シンポジウム開催業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 外

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

令和3年5月20日から令和3年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 平成30年以降に国又は地方公共団体（これに類すると本市が認める公益団体等を含む。）において、参加者200人以上の講演会、シンポジウム又はコンベンション等の開催業務及び学識経験者、俳優、タレント等の著名人が複数人出演する広報動画制作業務（講演会、セミナー等のイベントにおける開催内容の記録を目的とした撮影は除く。）の契約実績を有し、かつこれらを誠実に履行した者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市 都市戦略本部 都市経営戦略部

担当 総合政策担当 電話 048-829-1035 FAX 048-829-1997

(2) 交付期間

告示の日から令和3年5月12日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和3年5月12日（水）まで（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年5月14日（金）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当す

る金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月18日(火) 午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所地下1階 第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月18日(火) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市 都市戦略本部 都市経営戦略部 分権・広域行政担当

電話 048-829-1064 FAX 048-829-1997

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第768号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年4月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・ 差押調書（謄本）

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

（省略）

3 その他

(1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。

(2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課

(2) 電話 048（646）3049

さいたま市告示第769号

さいたま市狂犬病予防法関係事務手数料条例（平成13年5月1日さいたま市条例第70号）第2条に規定する犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の収納事務の一部を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年4月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 受託者

1	さいたま市南区太田窪 2841-8 ジンベイ動物病院 院長 豊原 理仁
---	---

2 委託期間

令和3年5月1日から令和4年3月31日まで

さいたま市告示第770号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可した「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条の2第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年4月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

東町1丁目自治会

2 変更した事項

(1) 主たる事務所

住所 （省略）

(2) 代表者に関する事項

氏名 （省略）

住所 （省略）

3 変更年月日

令和3年4月25日

さいたま市告示第771号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月30日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名称（氏名）	所在地	開設者名	指定年月日
さいたま胃腸クリニック	さいたま市大宮区桜木町1-266-12 2階	篠崎 大	R03.03.01
鹿田内科医院	さいたま市見沼区堀崎町1678	林 義智	R03.03.01
医療法人社団 水聖会 メディカルスキヤニング北浦和	さいたま市浦和区北浦和1-3-16 サンコロマール1階	医療法人社団 水聖会	R03.03.01
北浦和眼科	さいたま市浦和区北浦和4-3-1 かとれあビル1・2階	医療法人社団博結会	R03.04.01
森田歯科医院	さいたま市大宮区寿能町1-31 大宮公園駅前ハイツ4-101	森田 武	R03.05.01
なのはな歯科	さいたま市南区南浦和2-40-12 サンライト南浦和2番館1階-A	医療法人社団 広美会	R03.04.01
コンパス訪問看護大宮西口	さいたま市大宮区桜木町4-702-1 秀宝ビル3階	リハプライム株式会社	R03.03.01
訪問看護ステーションALWAYS武蔵浦和	さいたま市南区根岸5-15-8 YKビル6階	株式会社ハートカンパニー	R03.02.01
オリーブ訪問看護ステーション	さいたま市南区南浦和2-28-16 ハイグレード南浦和301	合同会社晶心	R03.03.01
訪問看護ステーションいつき七里	さいたま市見沼区大谷1873-3	株式会社ハートヴィレッジ	R03.03.01
SAILING LIFE 訪問看護リハビリステーション	さいたま市浦和区北浦和5-15-8-105	(特非)健康支援ネット SAILING LIFE	R03.03.15
彩花薬局 南辻店	さいたま市岩槻区南辻19	さくら薬局株式会社	R03.03.01
街の薬局 南与野店	さいたま市中央区鈴谷2-665-3	飯塚 恵菜	R03.04.01
彩花薬局	さいたま市岩槻区太田1-1-13	さくら薬局株式会社	R03.03.01
ドラッグセイムス 東大宮西口薬局	さいたま市見沼区東大宮2-30-7	株式会社富士薬品	R03.02.22
クレヨン薬局東大宮駅前店	さいたま市見沼区東大宮5-39-3 英和ビル1F-A	株式会社アトイ	R03.04.01
みはる薬局大宮店	さいたま市北区東大成町2-437	株式会社美春	R03.03.01

指定医療機関

名 称 （ 氏 名 ）	所 在 地	開設者名	指定年月日
岩槻グリーン薬局	さいたま市岩槻区本町2-11-19	ムラノ医療事務センター	R03.03.15

さいたま市告示第772号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月30日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名 称	所 在 地	廃止年月日
メディカルスキャンニング北浦和	さいたま市浦和区北浦和1-3-16 サンコロマール1階	R03.02.28
スワ眼科クリニック	さいたま市岩槻区諏訪2-2-11	R03.03.31
ドラッグセイムス東大宮西口薬局	さいたま市見沼区東大宮2-35-2	R03.02.21
そよ風薬局 大宮店	さいたま市北区東大成町2-437	R03.02.28

さいたま市告示第773号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月30日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関（変更）

名 称	変 更 項 目	変 更 前	変 更 後	サービスの種類	変更年月日
コンパス訪問看護北大宮	名称変更	コンパス訪問看護リハビリステーション北大宮	コンパス訪問看護北大宮	訪問看護	R03.03.01
コンパス訪問看護北大宮	名称変更	コンパス訪問看護リハビリステーション北大宮	コンパス訪問看護北大宮	介護予防訪問看護	R03.03.01

さいたま市告示第774号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定介護機関から再開の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月30日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関（再開）

名 称	所 在 地	サービスの種類	再開年月日
ツクイさいたま指扇プラザ	さいたま市西区プラザ103-9	通所介護	R03.03.01

さいたま市告示第775号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定介護機関から辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月30日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関（辞退）

名 称	所 在 地	サービスの種類	辞退年月日
サンスーシ北浦和	さいたま市桜区下大久保 8 1 - 2	特定施設入居者生活介護	R03.03.01
サンスーシ北浦和	さいたま市桜区下大久保 8 1 - 2	介護予防特定施設入居者生活介護	R03.03.01
サンスーシ大和田	さいたま市見沼区大和田町 1 - 1 0 0 2	特定施設入居者生活介護	R03.03.01
サンスーシ大和田	さいたま市見沼区大和田町 1 - 1 0 0 2	介護予防特定施設入居者生活介護	R03.03.01

さいたま市告示第776号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月30日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関（廃止）

名 称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
そよ風薬局 大宮店	さいたま市北区東大成町 2-4-37	居宅療養管理指導	R03.02.28
そよ風薬局 大宮店	さいたま市北区東大成町 2-4-37	介護予防居宅療養管理指導	R03.02.28
ドラッグセイムス東大宮西口薬局	さいたま市見沼区東大宮 2-3-5-2	居宅療養管理指導	R03.02.21
ドラッグセイムス東大宮西口薬局	さいたま市見沼区東大宮 2-3-5-2	介護予防居宅療養管理指導	R03.02.21

さいたま市告示第777号

さいたま市自主防災組織補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年4月30日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市自主防災組織補助金交付要綱の一部を改正する告示

さいたま市自主防災組織補助金交付要綱（平成19年さいたま市告示第635号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
<p style="text-align: center;">(防災訓練補助金の交付額及び交付回数)</p> <p>第10条 防災訓練補助金は、次の各号に定める防災訓練を行った場合に、それぞれ年度1回を限度として交付するものとし、その額は、行った防災訓練に応じ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 自主防災組織が参加した避難所運営訓練、市が企画し、自主防災組織が企画から参加し、実施した市・区防災訓練又は自主防災組織が企画し、消防署所に届け出た消火訓練、避難訓練、通報訓練若しくは救護救助訓練若しくはこれらを組み合わせた訓練 <u>1万円</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>自主防災組織が企画した訓練であって、地区防災計画に基づくもの</u> 1万円</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第6号（第7条、第11条、第14条関係） （表） 自主防災組織運営補助金交付申請書兼防災訓練計画等届出書</p> <p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災訓練計画等届出</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 防災訓練補助金交付申請予定</td> <td> ① あり 防災訓練 (<u>10,000円</u>) ② あり 避難行動要支援者名簿の活用 (10,000円) ③ <u>あり 地区防災計画に基づくもの</u> (10,000円) ④ なし </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>備考</p>	1 防災訓練補助金交付申請予定	① あり 防災訓練 (<u>10,000円</u>) ② あり 避難行動要支援者名簿の活用 (10,000円) ③ <u>あり 地区防災計画に基づくもの</u> (10,000円) ④ なし	[略]		<p style="text-align: center;">(防災訓練補助金の交付額及び交付回数)</p> <p>第10条 防災訓練補助金は、次の各号に定める防災訓練を行った場合に、それぞれ年度1回を限度として交付するものとし、その額は、行った防災訓練に応じ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 自主防災組織が参加した避難所運営訓練、市が企画し、自主防災組織が企画から参加し、実施した市・区防災訓練又は自主防災組織が企画し、消防署所に届け出た消火訓練、避難訓練、通報訓練若しくは救護救助訓練又はこれらを組み合わせた訓練 <u>2万円</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第6号（第7条、第11条、第14条関係） （表） 自主防災組織運営補助金交付申請書兼防災訓練計画等届出書</p> <p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災訓練計画等届出</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 防災訓練補助金交付申請予定</td> <td> ① あり 防災訓練 (<u>20,000円</u>) ② あり 避難行動要支援者名簿の活用 (10,000円) ③ なし </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>備考</p>	1 防災訓練補助金交付申請予定	① あり 防災訓練 (<u>20,000円</u>) ② あり 避難行動要支援者名簿の活用 (10,000円) ③ なし	[略]	
1 防災訓練補助金交付申請予定	① あり 防災訓練 (<u>10,000円</u>) ② あり 避難行動要支援者名簿の活用 (10,000円) ③ <u>あり 地区防災計画に基づくもの</u> (10,000円) ④ なし								
[略]									
1 防災訓練補助金交付申請予定	① あり 防災訓練 (<u>20,000円</u>) ② あり 避難行動要支援者名簿の活用 (10,000円) ③ なし								
[略]									

- 1 防災訓練補助金交付申請の予定があり、
(1)・(2) [略]
(3) 「自主防災組織が企画した訓練であって、
地区防災計画に基づく訓練」を実施する場
合には③に○を記入してください。
(4) 訓練を実施しない場合には④に○を記入
してください。
- 2 ①、②及び③の○の記入は重複を可として
おり、申請上限額は30,000円です。
- 3 [略]

(裏)

[略]

3・4 [略]

- 1 防災訓練補助金交付申請の予定があり、
(1)・(2) [略]
(3) 訓練を実施しない場合には③に○を記入
してください。
- 2 ①と②の○の記入は重複を可としており、
申請上限額は30,000円です。
- 3 [略]

(裏)

[略]

3・4 [略]

様式第12号を次のように改める。

様式第12号（第11条関係）

自主防災組織防災訓練補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

自主防災組織名

氏 名
注

代表者（会長）住 所

電話番号 （ ）

次のとおり、 年度自主防災組織防災訓練補助金の交付申請をします。

1 防災訓練 実施報告	実施した訓練（ア～エ）を○で囲み、実施日、自主防災組織（申請者）からの訓練参加者数を記載してください。
	<p>ア 自主防災組織が参加した避難所運営訓練又は市が企画し、自主防災組織が企画から参画し、実施した市・区防災訓練</p> <p>[年 月 日実施／参加者数 人]</p>
	<p>イ 自主防災組織が企画し、消防署所に届け出た消火訓練、避難訓練、通報訓練若しくは救護救助訓練又はこれらを組み合わせた訓練の実施</p> <p>[年 月 日実施／参加者数 人]</p>
	<p>ウ 自主防災組織が企画した訓練であって、避難行動要支援者名簿を活用した訓練の実施</p> <p>[年 月 日実施]</p>
	<p>エ 自主防災組織が企画した訓練であって、地区防災計画に基づく訓練の実施</p> <p>[年 月 日実施]</p>
2 補助金交付 申請額	<input type="checkbox"/> ア又はイの訓練を実施している場合…… 10,000円 <input type="checkbox"/> ウの訓練を実施している場合…… 10,000円 <input type="checkbox"/> エの訓練を実施している場合…… 10,000円
申請上限金額 30,000円	該当する□に☑（チェック）し、合算の上、申請金額を下欄に記載してください
	申請金額 円

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日から令和5年3月31日までの間、補助金の申請（この告示による改正後のさいたま市自主防災組織補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）第7条の規定による申請をいう。）の日において地区防災計画を策定していない自主防災組織に対する補助金の交付については、改正後の要綱第10条第1項、様式第6号及び様式第12号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

さいたま市告示第778号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年 4月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和3年 4月23日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 56台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048(652)8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/04/19	南浦和駅東口	埼玉県警19-191813359	STRJF15751		
2021/04/19	武蔵浦和駅	埼玉県警16-6019069	A15AC27987		
2021/04/19	武蔵浦和駅	不明	ND3L26080		
2021/04/20	東浦和駅	埼玉県警20-202996795	SNUC01927		
2021/04/20	東浦和駅	埼玉県警20-202452540	PMH8071170		
2021/04/22	南浦和駅東口	埼玉県警11-1625133	B1G56975		
2021/04/22	南浦和駅西口	埼玉県警16-6391619	V160507547		
2021/04/22	南浦和駅西口	不明	S7G204879		
2021/04/23	南浦和駅東口	埼玉県警17-7167014	D610150054		
2021/04/23	南浦和駅東口	埼玉県警14-4513549	S0G362689		
2021/04/23	武蔵浦和駅	高島平D-01300	S0B011708		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/04/19	大宮駅東口	千葉県警マ-197840	F50123128		
2021/04/19	大宮駅西口	埼玉県警20-201121094	V191154173		
2021/04/19	東大宮駅東口	不明	A3D16880		
2021/04/19	東大宮駅西口	埼玉県警18-8514884	F180979283		
2021/04/20	大宮駅東口	埼玉県警20-201686075	A19PL08996		
2021/04/20	大宮駅西口	埼玉県警11-1033506	S0L35192		
2021/04/20	東大宮駅西口	不明	WBD131L03500		
2021/04/20	新都心駅東口	埼玉県警13-3512431	T8B00369		
2021/04/20	新都心駅東口	埼玉県警21-211858079	A20AL73448		
2021/04/22	大宮駅東口	群馬県警30775626	SC802491		
2021/04/22	大宮駅東口	埼玉県警17-7169526	C5B00279		
2021/04/22	大宮駅西口	埼玉県警12-2286567	SLD190193		
2021/04/22	大宮駅西口	埼玉県警16-6012770	H5J00705		
2021/04/22	大宮駅西口	埼玉県警18-8404812	LCG34141		
2021/04/22	宮原駅西口	埼玉県警18-8244121	T18CG543		
2021/04/23	大宮駅東口	埼玉県警19-194021879	V190311136		
2021/04/23	大宮駅東口	不明	V180506143		
2021/04/23	大宮駅西口	埼玉県警20-201564212	STL051372		
2021/04/23	宮原駅西口	埼玉県警20-201697344	T20B00515		
2021/04/23	指扇駅	埼玉県警16-6383606	S6F137596		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/04/19	浦和駅東口	埼玉県警16-6262631	T15I2339		
2021/04/19	浦和駅東口	玉川E-36055	B5F57333		
2021/04/19	北浦和駅西口	埼玉県警19-192708532	H807251003		
2021/04/19	北浦和駅西口	不明	S0G35669		
2021/04/19	北浦和駅西口	埼玉県警17-7192529	A17AA53582		
2021/04/20	浦和駅東口	埼玉県警19-194227574	A19AB17947		
2021/04/20	浦和駅東口	埼玉県警10-0259545	S0C04383		
2021/04/20	北浦和駅東口	埼玉県警15-5414993	SPA011487		
2021/04/20	北浦和駅西口	埼玉県警20-204164975	A17AE73659		
2021/04/22	浦和駅東口	埼玉県警20-205299220	STTCF27234		
2021/04/22	浦和駅東口	埼玉県警18-8166923	STQJA07369		
2021/04/22	浦和駅西口	立川L-06262	B6H74724		
2021/04/22	浦和駅西口	埼玉県警19-193297366	A19AF23801		
2021/04/22	北浦和駅東口	埼玉県警19-194607750	F90712083		
2021/04/22	与野駅東口	埼玉県警14-4248615	A14AE96720		
2021/04/22	北与野駅	不明	TA13060613		
2021/04/22	北与野駅	埼玉県警19-193386830	A19AE09911		
2021/04/22	北与野駅	埼玉県警18-8481117	B8E63399		
2021/04/23	浦和駅東口	埼玉県警09-9167762	9N00540		
2021/04/23	中浦和駅	不明	TF1C49272		
2021/04/23	中浦和駅	埼玉県警11-1284182	C11L8678		
2021/04/23	与野本町駅	成城H-69979	SN7H02657		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/04/22	岩槻駅	埼玉県警20-201931169	ZY9L195478		
2021/04/23	岩槻駅	埼玉県警17-7143891	S6L072968		
2021/04/23	岩槻駅	埼玉県警20-200541871	F191079233		

合計: 56台

さいたま市告示第779号

令和3年4月27日さいたま市告示第753号で公告した事項（件名：ガス回転釜外6件）の一部を、次のとおり訂正する。

令和3年4月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 訂正事項

正	誤
1～6 [略] 7 入札手続等 (1) [略] (2) 入札の日時及び場所 ア 日時 (ア)～(オ) [略] (カ) 1(1)カの物品 令和3年6月7日 (月) <u>午後</u> 3時15分 (キ) 1(1)キの物品 令和3年6月7日 (月) <u>午後</u> 3時30分 イ [略] (3)～(8) [略] 8、9 [略]	1～6 [略] 7 入札手続等 (1) [略] (2) 入札の日時及び場所 ア 日時 (ア)～(オ) [略] (カ) 1(1)カの物品 令和3年6月7日 (月) <u>午前</u> 3時15分 (キ) 1(1)キの物品 令和3年6月7日 (月) <u>午前</u> 3時30分 イ [略] (3)～(8) [略] 8、9 [略]